

# 中世対馬の知行形態と朝鮮貿易権

—『宗家判物写』の研究—

## 黒田省三

### 目次

#### 第一節 対馬の土地関係と知行形態

#### 第二節 所務知行の内容的分類

- (一) 山手・木手 (二) 錠公事 (三) 一俵物 (四) 二帖畠
- (五) 船の売口買口 (六) 人の売口買口 (七) 塩判 (八) おうせん判
- (九) 吹挙銭 (十) 国次 (十一) 送使(印官)

#### 第三節 貿易手続に伴なう所務知行

を支配することを知行といい、また領掌とも称した。

土地の知行は、大まかにいって土地自体を支配する下地知行と、土地から収益される所当を支配する所當知行の二つの形態に大別されるが、この両者を兼ねるのが一円知行である。中世も後期になると、所領は守護の権力の下で統合され、殆ど知行の区別が消滅して一円知行地になり、所謂大名領地と化したが、大名領地は、領有権を保留したまま、その家臣に旧地を安堵する場合を含めて一部恩給され、給与をうけた家臣は、その土地の知行人となるとともに、領主に対しては給人・被官となり、その忠誠心を反対給付した。このように大名の武力として定着する家臣形成は、知行宛行を通して行なわれたのである。ところで所當知行は、もともと田畠から収穫される物資を支配することで、米麦の貢租の謂であつて、所謂年貢がこれに当るが、領地内で生産し収益されるものは、例えば林漁業のように田畠からは限らず、また商業の如きは、その価値の発生源が行為自体に在つて、土地そのものから生ずるわけではない。封建領主たる者はその領土内に於

本島生利甚薄、雖欲厚待無田也、島主僅有田可種一碩、專仰我國歲賜、<sup>(一)</sup>

と答え、同十三年敬差官金自貢は対馬の疲弊について、

土地磽薄、皆山上石田、蕪穢不治、島主家後、只水田數十碩、略中其生活

<sup>(二)</sup> 專仰本国、

いて生ずるすべての利益を伴なう価値を把握して収奪を行なうことを意図しない筈がないから、当然これらのが所當に包含された。所當が正税的性質を持つのに對し、特に雜稅的なこれらのものは一般に公事或は貢事と呼び慣わされ、課稅対象を公物（貢物）とも稱した。

また公事が行為によつて生ずる營業利益に課せられる場合に特別に運上とも稱しており、公事の收取権を分と呼び、その行使を所務といつたが、やがて所務が所領として、分と同じ権利の意味に拡大され、分国は領國と同義となり、近世に至つては所當も所務も等しく年貢を指称するようになつた。とまれ家臣に対する知行宛行は、飽くまで土地地代を原則として成立したことは間違はない。

さて対馬の場合について眺めて見よう。『魏志』東夷伝倭人条に、

対馬は山が険しく、深林におおわれ、良田がないために、千余戸の住民は海産物を拾い集めて生活し、船に乗つて南北に赴いて食糧を交易したと記されていることは屢々言し來つたが、中世に入つても『海東諸國紀』日本國紀対馬島条に、

四面皆石山、土礦民貧、以煮塩・捕魚・販売為生、

とある。地味が瘦せていて住民が貧困であり、塩・漁業と商業活動で生計を立てているというのである。『朝鮮実録』を繙いても、日本に奉使した使臣の聞見事件が数多く報告されているが、いずれも良田に恵まれず、食糧が不足している様子が述べられている。例えは文明十一年に通信使・孝文に隨行した前経歴李仁畦が対島の接待はどうであったかの質問に対しても、

現在の対馬は総面積七〇、九二四ヘクタール、そのうち農地面積は鮮からの輸入に倚存していることを強調しているが、事実中世朝鮮貿易の統制が実施される以前は、わが国の商船が多数連続して南鮮諸浦に赴き、魚塩を以て米穀を貿易していることが『朝鮮太宗實錄』<sup>(三)</sup> 卷一四 太宗七年七月戊寅条議政府啓言によつて知られる。

中世に於ける対島の田積は文献に徵すべきものがないのでわからぬが、『倭名類聚抄』<sup>(四)</sup> 部郡 によれば四二八町、『拾芥抄』<sup>(五)</sup> 部郡 には六二〇町とある。この数値は、これを收載したこれら辞書の成立年代前後の実積と常識的には思われ勝ちであるが、もとより全国的な統計調査など行なわれた様子もないから、数的比較の蓋然性が承認されるだけで、信憑性には乏しい。また『対州編年略』によれば、天文廿一年に宗晴康が島内の検地を行ない、全島の田畠八、二五〇石と査定したと伝えられるが、その典拠は不明であり、當時対馬では土地の評価は米の出来高或は米に換算した石高制を採用せず、町反と疋高が併用され

ており、——文献的には『宗家判物写』嘉曆三年十二月二日付九そ

入道宛宗妙意書下が初見である<sup>(三)</sup>——一部には貢高さえ行なわれた——

『宗家判物写』応永六年十二月八日付小宮六郎宛宗貞茂書下が初見

——ようであるから、この石高がどのような算定基準によつたか明か

でない。殊に『山上家文書』正慶二年四月十六日付山上左衛門亮宛宗

宗慶書下<sup>(五)</sup>や『三根阿比留家文書』延文四年十二月五日付三根大掾九郎

宛完経茂書下<sup>(六)</sup>に見えるように、木庭が古くから知行地に組入れられて

居り、これらの基準が寛文三年の検地によって間高に統合されたと考

えられることからも、前記石高については全くその根拠が不明である

ばかりか、検地そのものも永禄十一年織田信長が近江で行なつて以

来、全国統一的な基準で実施されたというのが定説となつて居り、晴

康が行なつたすれば、封建領主が領内の百姓を貢租を通して直接に掌

握しようとした極めて大まかな検注であつたと想像される。『河内大

浦家文書』五月廿一日付大浦民部大夫・同名藏人佐宛宗晴康書状によ

れば、豊崎四浦に見麦を施行し、公事錢の裁定及び催促を行なつたこ

とがわかる。

寛文三年の検地帳は、今日も長崎県下県郡巣原町国分の万松院境内

にある宗家文庫——現地では宗氏文庫と呼んでいる——に島内郷村す

べての分が保存されているが、これによると、八郡田畠木庭の惣反別

は二、三八八町九畝一五歩、間高で示すと一、三九五間一尺三寸六分

となり、その内訳は、畠木庭方一、一五九間一尺二寸七分六厘、田方

一六〇間一尺三寸七分、茶方七五間一尺七寸一分四厘で、その百分比

は畠木庭八三%、田一一%、茶畠六%ということになる。<sup>(補一)</sup>

間尺は土地の収穫高を基礎として計算した単位で、対馬で採用され

た独特的の算法であるが、いつから間尺法が用いられたか明かでない。

一説には貞和の頃、惣代官宗頼次<sup>(宗香中村)</sup>が創めたというが、上県郡上

対馬町豊の洲河生虎真氏所蔵の『天正十一年田畠坪付』にも現わされて

いない。恐らく慶長・元和の頃に石高の代りに用いられ、それが素地

となつて寛文検地ではつきりした形をとつたものであろう。もともと

木庭は専ら目分量で蒔目をきめ、面積も収穫高も一定しないために課

税上不便であったので、これを畠と同列に取扱い、上々・上・中・下

の四種に位を定め、上々畠一町一石五斗蒔、上々田ならば一町一石蒔

の収穫高を基準として、蒔種の量を差引いた残高が麦作二二石八斗、

米ならば一一石四斗八升を生産する土地を一間と称し、一間は四尺、

以下十進法をとつた。またこの物成は二半の免で、麦五石七斗、米な

らば二石八斗七升とした。元禄十六年書上の『八郡郷村帳』による

と、惣反別一、三三二町一反一畝一七歩、間高一、三五二間二尺四寸

二分とあるが、これを編修した陶山存<sup>翁</sup><sub>鉢</sub>はその収穫高と物成を麦に

換算して集計し、次頁の数字を掲げた。

ここに数字の魔術がある。郷村帳は本質的には農村に対する賦税の基準台帳の役割を果たすもので、収穫高に一定の免を乗じた積が物成高を表わすわけであるが、その実際の収穫高の中には当然米麦その他の雑穀類がある筈であり、たとい麦の収穫を基準にしたにしろ、一定しない数で、しかも和算による換算法を用いて、生産量を合算表示す

し、正保三年届出の物成高を二ツ半の免で、高二五、〇七六石と答え、さらにこの数字を糲を玄米、麦を精麦に換算して一七、〇二三二石となるところから、宝永三年に天竜寺寿寧院住持越長老が以齋菴輪番として着任した際の質問には高一七、〇〇〇石と答えたのである。

郡名	田畠木庭共	物成
豊崎	石 2,949,717	石 737,429
佐護	3,938,889	984,722
伊奈	3,323,095	830,773
三根	2,925,387	721,347
仁位	3,938,908	984,727
与良	3,534,162	883,540
佐須	2,770,292	692,573
豆駿	1,231,508	307,877
計	石 24,611,958	石 6,152,988

ることは、他藩の石盛が概ね玄米の積を以て行なわれている実情から見ても不合理である。これについて既に陶山存みずからが正徳二年に郡奉行に提出した『口上覚書』中に指摘しているが、正保三年に対馬国絵図と共に公儀に提出した帳面には、物成高六、一六九石七斗一升五合、内糲四〇六石六斗二升三合、麦五、八六三石九升二合と記載し、石高は書かなかつた。対馬では糲を玄米にする仕方を五合摺と云い、糲を精麦にする仕方を七合春と呼んでいるところから、前者は玄米二〇三石、後者は精麦四、一四〇石となる。ところで当時の対馬の物成は二ツ半で出来高の四分の一を収納する習慣であったので、延宝九年巡檢使奥田八郎右衛門が来島の際に郷村役人に対して行つた質問に対

し、年貢の高から石高を逆算することは、定免制が恒式化されていない。宝永六年開板の『広益節用集』に対馬国二万五千石と記載してあるのは、まさしく延宝九年の計算方式による数字で、その物成が糲麦と玄米・精麦とではその逕庭は一そう大きいことはいうまでもない。元禄十一年の糲麦物成の高で、玄米精麦の高でないのを知らなかつたからと思われる。寛文四年の物成高は定免法を採用して、麦六、〇〇三石四升五合とされたが、これは糲麦を合算したものであることは、元禄十一年の糲麦物成高六、三一四石九斗、内糲七〇一石六斗七合（五合摺三五〇石余）、麦五、六一三石二斗九升三合（七合春三、九三六石余）となつてゐることからもわかる。宝永五年高役金賦課について藩留守居役鈴木太郎右衛門が公儀に差出した書付には、雜穀高として麦六、二七〇石と記したが、これは正保三年の糲麦を合した高を麦ばかりのように誤つて判断し、端数を切上げて、年々の過不足をならした積りで書いたものと思われる。また雜穀高と書いたのは、出来高と物成高を故意か誤つてか、曖昧な表現にしたようである。要するに対馬の表高は藩自体も曖昧にして統一見解がなかつたが、実質的な藩収入である諸穀物成も糲麦合せて精白五千石前後であつたと考えられる。何故ならば島内収

藩高の中には、八郷給人や足軽扶持地のほか、寺社領分が含まれ、また肝煎役料などもこの中から給分として取得されるから、これらを除いた所謂公領の物成は、寛文十二年は麦四、二六一石一升一合であり、寛保二年には麦四、三一二石七斗五升五合四匁、内訳は畠木庭方三、六一七石七斗三升七合一匁田茶椿森方六九五石一升八合三匁であった。朝鮮通信使の送迎護行や貿易事務のために、他藩に比して家臣の数も意外に多く、その禄米扶持のほか諸般の事務費は莫大であった対馬藩が、叙上の収入だけでは到底賄い切れなかつたのは余りにも明白である。

陶山存はその著『財用問答』で対馬藩の收支について、(1)田畠の高二万石の物成と公役銀、現銀上納の分を合せて一万石、(2)海浦市井の諸運上高の見積り一千石、(3)金山の利分を田畠の高八万石に見立て、その四ツ物成として三万一千石、合計四万四千石と見積り、これで、(a)諸士雜類の禄米、役人当用の給米一万六千石、(b)公儀への参觀や諸役所の用二万八千石の支出を賄うと述べているが、彼のいう諸士役人とは享保六年現在の上士一七〇人、中士二五〇人、下士二五〇人、計六七〇人の概数を指している。彼はまた叙上の数字について説明を加えているが、(1)高二万石には肥前の所領を加えて高二二、八三〇石余の端数を切捨てた概数としている。(2)運上については鯨鰐の諸浦運上その他薪船帆別運上、酒屋・糀屋・質屋運上の合計約一二〇貫目を米一升六〇目に見積って二千石、(3)金山とは佐須・琴等の銀鉱の意であるが、その利分の根拠は説明不足で皆目わからない。年間固定の運上

を内輪に見て八千石、流動運上三種の利分一、四四〇貫目を米一升六〇目として二万四千石、合計三万二千石と見積つたらしいが、流動運上が減産や稼行縮少などによつて減收の一途にあることを考慮すると、八万石という数が単に後述する十万石の格を維持するための架空の数字のようである。また支出についても、(a)享保五年の禄米・給米総額が一万三千百石であった事實をもとに、過去に於いて一万六千石を上廻つた年もあり、それ以内の年もあつたというだけでその数字を観念的に算出しており、既往年度の平均値を計算したわけでもなく、(b)に至つては総収入から禄米・給米高を差引いた残額を記したに過ぎない観がある。全く以て野放図な予算書であり、対馬が生んだ大農政家の計数感覚も良い加減なものである。貿易利潤はもとより、朝鮮からの輸入米について一語の言及がないのは驚く外ない。これに對して、少しく時代が下るが、文化三年朝鮮通信使易地行聘準備下検分のため来島した目付土屋帶刀廉直との『問答覺書』の一節に

御尋　対州者米ナキ所ノ由、御家中之御宛行何を以、御手當被成候哉、

御答　肥前之内田代之米、朝鮮米、自國之麦米を以、宛行置申候、

とあり、また同七年易地行聘期日決定のため来島した戸田采女正氏庸に対する『問答覺書』に

(a) 一、対州惣石高はいか程御座候哉、

往昔より公儀之御手を以、御検地と申事無之、高を不被定、対州一円と申を以、御領被來候、米千五百石、麦一万六千六百石、總而一万八千百石と津島紀事ニ被記候、

(b) 一、御年貢高、郡中之御所務如何程候哉、

一、糀五百石五升四勺六才

一、麦三千七百四十九石八斗九升七合六勺四才

一、大豆三斗四升九合五勺

一、公役銀大錢七十二貫八十六文三分

此分御郡中御収納之惣高ニ而御座候、年々少しく増減有之候、

(c) 一、御国田代御収納高 朝鮮之御所務一駄銀米を合せ、四ツ物成之御高ニ見候時ハ如何程ニ相成候哉、

高凡八万七千石程ニハ相成申候、

内三万五千石、御国・田代現石并一万二千両をメ候、

(d) 一、田代、朝鮮より御到来之米、御国収納之麦も米に直し、年分現に御入來之分如何程に相成候哉、

米四万五千八百三十俵余

とあって、藩の収入が可成り明確に報告されている。(a)『津島紀事』は文化六年の郡奉行平山次郎左衛門斐(東山)<sup>○号</sup>が撰進し、同九年に林大学頭乗衡の需めによって川辺清次郎(橋亭)<sup>○号</sup>が幕府に献じたもの、この数字は当時の最も新しいものと見てよからう。(b)公役銀は元来が百姓から領主の台所用及び諸役方入用の諸色を現物で徴収したもの、寛文三年から代銀納となつたが、同五年に銀七〇貫目を日安に八郷の百姓に本戸別に課し、その四分の一は公領地の間数に按分して賦課した。給人はこれを免ぜられたが、その代り寛文十一年無役の給人は間銀と称し、総額二貫目を間尺の高に応じて分賦された。年貢高は、正保三年や元禄十一年のそれと比較して、麦が著しく減少している。(c)は『財

用問答』の(1)(2)(3)に当るが、同書が四四、〇〇〇石としているのに対し、ここでは八七、〇〇〇石と大きな懸隔がある。それは安永五年に朝鮮貿易の衰退を理由に幕府から毎年一二、〇〇〇両の下賜をうけることとなつたからで、銀に直して七三〇貫、米に換算すると、當時一石代銀五五匁として、約一二、〇〇〇石余が含まれて居るからで、不振といつても朝鮮貿易の所務はまだまだ大きいことがわかる。御国・田代の現石など、この問答覚書の数字については、さらに分析検討を要す  
(補三)  
る点が多々あるが、これは別の機会に譲ることとして先きに進もう。

江戸時代には確かに將軍家から宗対馬守に与えられた領地目録には対馬國一円とあって石高は示されず、藩もまた石盛を行なわなかつたが、中世以来守護大名の家柄を誇り、義智の代に国持大名の格式である從四位下侍従に叙爵されたこともあって、將軍家の慶弔には石高に応じて進献する慣例であったので、家綱の時は五万石以上の格、綱吉の時は自から望んで十万石以上の格で行ない、常憲院廟に銅灯籠を進献する際も、一基でよいのをわざわざ二基を願い出て許されている。いずれも格式を維持するための実績を作る虚しい工作であつて、老中の諒解による非公式な承認に過ぎなかつことは、寛文十一年に當時対馬宗氏の分限を一万千八百三十七石と記載した武鑑の版元に交渉して十万石以上の格に改訂登載させ、さらに元禄十三年には分限帳を公儀に提出して十万石以上の家格を公称しながら、宝永五年に幕府が富士山噴火による降灰除去費百石につき二両宛全国諸藩に賦課した際にも、一一、八〇〇石として一三〇両を上納させられたことでもわか

る。この表高は肥前田代領の石高に相当するが、田代領というのは、宗義智が文禄四年に朝鮮役の戦功によって豊臣秀吉から薩摩出水郡内一〇、〇〇〇石を与えられ、慶長四年正月には替地として肥前養父郡の内五、七〇七石、同基肆郡の内四、三三〇石、都合一〇、〇三七石を賜つたのがそれで、朝鮮との講和が成立した慶長十年に徳川家康から功によって基肆郡内二、八〇〇石の増加を受け、そのうち園部村一、〇〇〇石は家老柳川下野守調信の子豊前守智永に賜わり、寛永二年にこの一、〇〇〇石は国書改竄疑獄事件の発生によって没収されたが、正徳元年に通信使護行の功によって宗家に返付されたので、その間正しく田代領の石高は一、八三七石であった。すなわち対馬の分限は、肥前所領の石高だけが公認され、本国の所当はプラス・アルファとして数字的には度外視されていたのである。しかも、理財にうとくも本国で一万石、田代領で一万石、朝鮮貿易の所務で一万石、合せて三万石を実高と見込み、極力藩財政の緊縮を遺憾した宗義真が、なお且つ十万石以上の格式を意識して、肥後細川家の道中長持五十棹を基準と心得て、拳指すべて大身の大名家中に真似し、遂には御先箱の金紋打物御免を願い出るようになり、江戸表の出費が年分銀三千貫を超える羽振りを示して、とかくの批判を招いたのも、このプラス・アルファの中核を為す朝鮮貿易の利潤に期待するものがあつたからである。田代々官として在任十年の治績を挙げ、のちには藩の大目付として藩政を監察し来った賀島兵助成白（恕軒）<sup>○号</sup>が時弊三十四条を列記した『言上書』の中で、

朝鮮御商売の利と御國・基養父の御物成とを入れ、毎年二千五百貫程宛有之候へば、凡そ十二万石程の所務に当り候、  
と云つてはいるが、十万石以上の格式を主張する根拠もこの辺にあつたようである。

朝鮮から対馬に輸入された米はどの位あつたか、これを数字的に眺めて見ると、慶長十四年己酉約条によつて、対馬島主としての歳賜米豆共一〇〇石を贈られたが、正確にいうとこれは白米・大豆各五〇俵のことと、第一船送使に附搭された。このほか使人に対する宴享や接待に、米その他の雑穀類が支給されたが、特に諸船料として、使人は正官・都船主から格人に至るまで全員の釜山浦滞在費と陸物と称する船舶修理費、それに渡海料すなわち各船毎に渡航手当が支給され、ともかく諸船料年間総額米二、〇四一石一四斗三升、大豆六三七石一斗二升、渡海料米三三石一三斗、それに修理費一五六石一〇斗が加給されたのである。これは『通文館志』卷五交隣上  
年例送使によつて集計した数字であるが、寛政十年巡檢使田島監物の質問に対する印判使阿比留伝右衛門の問答書控によると、年例八送使が朝鮮から年間支給された穀類は、白米一、八五六俵三斗九升三合八勺三才、大豆三三三俵一斗九升であり、そのうち渡海料は米六〇七俵四斗八升八合二勺五才、大豆七〇俵四升九合が含まれていた。<sup>（二六）</sup>これらは朝鮮貿易の余祿として大きな魅力であつたに相違ない。

また貿易の主体である公貿易は、別幅の封進とともに、各船毎に品目と数量が協定され、決済は朝鮮政府が公課として徵収した木綿すな

わち公木を以て行なわれたが、寛永十二年以降は、宴享接待の諸経費を節約するため、朝鮮側の要望によって兼帶など諸々の便法が講定され、貿易船は歳遣・特送ならびに受図書船を統括して年八回一四般に整理されて、所謂年例八送使に定着した。それでも各送使の封進及び公貿易の総額は、『通文館志』によれば、価木一、二三一同一五疋二〇尺五寸であり、国立国会図書館所蔵宗家記録『當時公貿易并朝鮮御商売御利潤銀凡考之積帳』によれば、一、〇三四束四五疋七尺二寸となつてゐる。その後、公木は漸次その品質が劣悪になつたので、慶安四年にこれを口實に朝鮮側と交渉して、価木のうち三〇〇同だけを毎疋作米一二斗の割合で米に換えることとなつた。公作米がこれである。朝鮮の一石は一五斗に當り、また公木一同は束とも云い五〇疋であるから、一同は四〇石、三〇〇同で米一一、〇〇〇石となる。ところがこの作米は慶尚道の各郡県に分定して、その租米を充当するわけだが、朝鮮では連年凶作が続いて協定の完全履行ができるず、明暦元年までに六〇、〇〇〇石も換米が延滞したので、万治元年には更に一〇〇同の換米を増加し、年間四〇〇同すなわち一六、〇〇〇石を木綿から米に換えることに協定を改め、やがてこれを恒例とすることに成功した。また当時、朝鮮の一斗柶はわが京柶の三升五合であったから、一斗につき京柶二升三合の加升を交渉して、これを承諾させたが、それでも一石の算用は京柶八斗七升になるので、一六、〇〇〇石は京柶一三、九二〇石に相当した。

このほかに封進に対する回賜及び別幅求請に鷹子があつたが、その

五六連を折半して、二八連は毎連白米一五石、同じく二八連は毎連木綿三〇疋に換算して支給される協定ができたので、作米四二〇石が加給された。京柶に直せば三六五石四斗になる。<sup>(一)</sup>以上で、私貿易には米が対象とならないから、朝鮮から毎年米が輸入されるルートは、漂民巡査を除けば、これに尽きるわけである。『通文館志』によつて一年間に朝鮮から輸入される米の数量を計算すると、大豆その他を除いて一九、〇三一石、これを京柶に直して、約一六、五五七石となる。またこれを国会図書館所蔵前掲記録によると、漂民巡査及び別幅求請の物換米を含んだ数値であるが、公木四〇〇束代米一三、三三三俵一斗七升五合を加えて、一六、六一六俵二石五升一合二才である。前者は朝鮮側の公的な規定に基いた数字で、実際にはこのほか、例えば和館の館守に白米年間一三〇俵、大豆四〇俵、一代官以下目付に至るまで計一五〇俵の配当米を支供しているが、後者はこれらすべてを合算し、既往三年間の平均値を表示したものであつた。いまこの数字から和館の諸経費即ち館守以下通詞・走番に至るまでの藩側の給米その他の賄入用、東萊府役官に対する音物その他の交際費、それに両地を往復する飛脚船・運送船に関する諸費、対馬島内各渡口番所の維持費など貿易事務に関するすべての経費を差引くと、残白米一〇、〇五六俵なるわけである。

翻つて田代米について眺めると、正徳元年十一月に將軍家より宗義方に賜つた領地目録によれば、

対馬国一円

肥前国基肆郡之内二十二村

高九千五百二十二石三斗四升

同国養父郡之内十ヶ村

高四千二百八十石三斗八升

都合一万三千四百二石七斗二升

(一〇)、その物成は『基肆養父郡御領中略記』によれば、定免法に改められた元禄十二年には、三ツ九分四厘九毛一四六三で、米豆五、九九石、それ以前では、田方五ツ五分五厘の穂検見免で、貞享十一年の米豆七、七〇二石一斗六合<sup>(一一)</sup>元禄十一年の米豆七、七五二石八斗三升二合一勺が最高の収納であった。『田代覚書』によると、このほか小物成が米一四四俵一斗一升八合、大豆三八九俵五斗六合七勺、麦九八俵一斗二合、それに町屋敷年貢米が田代八〇俵二斗八升八勺、瓜生野八〇俵二斗三合九勺、伯楽米一二石八斗二升三合、公役代米六七〇石などが賦課されたが、米一俵は京枡三斗三升入、麦は伊奈枡四斗入<sup>(一二)</sup>京枡五斗入として米に換算すると、総額は大まかに見て八、〇〇〇石弱となる勘定である。すなわち、藩の蔵入米は、本国と田代領を合わせて約一三〇〇〇石、概称の一萬石より多いが、これに朝鮮から輸入される実数八、五〇〇石を加えて都合二、〇〇〇石近い数字になる。

陶山存はその著『対韓雜記』で元禄十年の島民需給の状態を論じ、島内収穫高麦二三、〇〇〇石、米三、〇〇〇石を精白して合計一〇、

〇〇〇石に満たないのに、全人口三二、〇〇〇のうち、一人平均一日三合と見ても僅かに一八、〇〇〇人を養うに過ぎず、その不足分は肥前領の貢米で四、〇〇〇人、筑前の買米で、三、〇〇〇人、朝鮮の貿易米で残り七、〇〇〇人を養わなくてはならないと説明し、また『口上覚書』では詳細に島内人口の推移を表示しているが、百姓・町人は単なる収奪の対象としか考えなかつた藩首脳は、人口増加に対する民生維持よりも寧ろ収穫高に基づく物成高により関心があつた筈であるから、人口を論ずるよりも、藩財政によつて賄われる家臣の数は果してどの位あつたかの方が問題となる。

対馬藩家臣の数は、年代によつて増減があつたが、概して漸増の傾向にあつたことは間違ひない。前掲『賀島兵助言上書』によれば、寛文の頃、在府の士四〇四人、禄米六、〇三〇石であったのが、貞享の頃は一三、六五〇石余となり、陶山存の『津馬紀略』によると、元禄十二年には九八〇人、一四、〇六〇石に増加している。『財用問答』によれば、享保六年は六七〇人、その前年の禄米一三、一〇〇石であったという。今少し精確な数字を見てみよう。土地を宛行された田舎給人は別枡として、給禄の対象となる在府の家臣数は、文政四年の『府中分限帳』によれば、暢孫志摩の高五百石を含め、杉村伊織以下馬廻二二三名、大小姓三三三名、徒士二六三名、計八〇八名であり<sup>(一三)</sup>嘉永七年の『府内分限帳』によれば、長崎・京都・大阪・田代詰及び徒士格四七名を除いて、なお馬廻二三一名、大小姓三三一名、徒士二八〇名、計八四二名であった。前掲文化七年『問答覚書』には、

一、御家中三格之家数當時如何程候哉、  
 一、御馬廻二百九家  
 内番頭四十九家 同醫師十家  
 一、大小姓三百家  
 内俵取六十八家 同住宅二家 同大小姓格二家 同醫師十八家  
 外ニ一代大小姓之人七人 同断大小姓格醫師一人

一、御徒士三百六十七家  
 内旅住宅六家  
 外ニ田代在住三人 御徒士二人 二代御徒士二人 一代御徒士九人  
 一代御徒士格九人 御茶屋六人

都合七百七拾六家 三格永禄之冢高  
 外ニ三代以下之人四十七人茶屋共 同御馬廻部屋棲六十九人 同大小姓  
 同断五十六人 同御徒士同断六十八人 合百九十三人

右當時之惣人數ニ而候、以前義成様御代之末、慶安年之比ハ、大小姓杯ハ至而少く纔十八人と相見、義真様初代ニハ馬廻六十三人・大小姓八十四人・御歩行三百七十人、メ四百五十四人と相見、右之御時代ハ銀山之繁榮、朝鮮貿易之御利潤、年々夥敷、一万二千貫目より一万六千貫目ニ及、現右ニ直し二十万石余の御所務と相見候、御時勢御家中漸く四百五十人ニ不過、只今ハ御国田代御収納高、朝鮮之御所務一駄之銀米を合、四ツ物成として、八万石余之御高にも可及哉ニ候處、御家中ハ如右倍にも及候様相成申候、

とあって、銀山の衰頽・朝鮮貿易の不振による藩財政の下向に逆比例して、家の膨張が著しいことを訴えている。陶山存がその利分を三二、〇〇〇石と見積った佐須銀山は、寛文の頃を稼行最盛期とし、元禄中期頃から衰微はじめ、享保・元文の頃には全く下火となつた如

くであるが、三二、〇〇〇石は銀高一、九二〇貫に相当する。その生産額については、宗家文庫所蔵『灰吹銀上納帳』によつて僅かに衰退期に入つた正徳二年分が知られるが、生産利潤についての精確な記録を欠くので一切不明である。

抑も朝鮮貿易において、私貿易では銀が決済に充てられ、多量の銀が輸出されたが、その殆どがわが国の通貨である丁銀で、吹銀は慶長以来輸出を禁ぜられていたので、国立国会図書館所蔵宗家記録『御商売御利潤并御銀鉄物渡并御代物朝鮮より出高積立之覚』によれば、現銀の輸出は貞享元年の二、〇八〇貫目<sup>(補)</sup>が最高で、以後は若干の高低があるが、概ね下降線をたどつてゐる。ただ、貞享以前と特鑄銀が交付された宝永八年以降の正確な記録がないので、品位の低い元禄銀の増歩加給が朝鮮貿易に及ぼした影響は数字的には把握し難い。また長崎貿易に於ては、貞享二年に定高仕法が施行されると共に、唐船銀六、〇〇〇貫、蘭船三、〇〇〇貫を年間貿易高と規定したのに對し、翌三年に對馬藩の朝鮮貿易高を年間金一八、〇〇〇両すなわち銀一、〇八〇貫目とし、さらに元禄銀改鑄による貿易額の減価を補うために、対馬の要請によつて、元禄十三年に銀一、八〇〇貫に増額したが、藩は勝手にこれを銀持渡制限高と解釈した。しかも前掲記録によれば、既にそれ以前の貞享三年ですら銀輸出高は、一、八八八貫三九三匁であり、現実には殆ど連年この輸出制限額を超過している。<sup>(三七)</sup>

これによつても藩はいかに貿易による利潤追求を推進したかが窺われる。しかも公貿易は朝鮮政府管理の下に行なわれ、木綿と米が輸入

の目的であるが、木綿の国内販売による利潤は国内生産の増加によって漸く減少の途を辿つて居り、これに対して和館に於いて政府官吏の立会の下に彼地商人との間で行なわれる私貿易は白糸・端物及び薬用人参を主要輸入品とし、その取引額と利潤は遙かに公貿易を上回つたから、私貿易こそ貿易の主体であり、貿易利潤の追求は私貿易の盛行によつてはじめて達成されるのである。なお私貿易に於けるわが方の輸出品は公貿易と大差なく、銀・銅がその中心であった。正徳五年に書かれたと思われる前掲『御商完御利潤并御銀鉄物渡井御代物朝鮮より出高積立之覧』は貞享元年から宝永七年に至る藩の貿易利潤の全貌を解明するものであるが、貞享元年を例示すると、その輸出品利潤は銀一、〇六五貫二七〇匁即ち金一七、〇〇〇両であるのに対し(輸出品壳渡代銀総計二、六七八貫三八八匁三厘、内訳現銀、慶長銀を含めて二、〇七九貫九二五匁、壳渡代銀八四三貫四四八匁二分四厘、その四割減しとして六〇二貫六四三匁三厘)輸入品を国内で販売して得た利潤は銀三、五五九貫四二三匁六分即ち金五九、〇〇〇両で、後者の方が遙かに大である。また同期間中、輸出入利潤の最高なのは元禄七年で、輸出利潤は銀三、八〇六貫一六〇匁、輸入利潤は銀一六、六二五貫八〇七匁六分、貿易利潤計銀二〇、四三一貫九六七匁六分即ち金三四〇、〇〇〇両となり、公貿易利潤は銀三〇〇貫即ち金五、〇〇〇両であるから、大部分が私貿易によるものであることがわかる。

ところがこの私貿易が漸く不振となり、遂に明和・安永の頃には杜絶の状態となつた。その理由は、先ず(1)宝永丁銀が品位の低下によつ

て額面通り朝鮮に通用しなくなり、そのためには持渡額一、四一七貫五〇〇匁を限度に特鑄銀の使用を認められたが、やがて文ノ字銀が鑄造されると、貿易利潤の源泉である銀は、島内銀山の廢頽とまって、両替に於ける歩昇による古銀引替の苦渋が仕込の隘路となつた。また(2)年間三十万斤の持渡制限があつた銅が、明和の頃から大坂銅座方から買入れる限度が年間十万斤に減ぜられ、さらに(3)これにつぐ輸出品である胡椒・丹木・明礬・水牛角など南方物資が蛮船の貿易制限によつて輸入が激減し、そのためには価格が騰貴して全く採算がとれず、公貿易すら代銅による物換の余儀なきに至つた。しかも(4)江界人参の減産に伴ない、品質が低下した上に、年条の礼單及び求請に於いても逐年未収が多くなり、(5)日本への中継貿易品として朝鮮のドル箱であつた白糸・端物類も竜湾開市の不振から供給難による高値を生じ、一方にわが国内では和糸の増産に基づく輸入白糸の下落によつて、いよいよ採算がとれなくなつた。このような諸々の悪材料が彼我の間に介在したために、自然と私貿易の続行が不可能となつたのである。<sup>(三九)</sup>

私貿易の断絶は、藩にとって致命的である。そこで藩は幕府に致し、拝借金を請うて、財政の不足を補い、また貿易挽回のために下賜金を請うた。すなわち延享三年から毎歳補助金一万両の下賜をうけ、安永五年には毎歳一万二千両の下賜をうけることとなつた。これは精米三万石以上に相当し、物成四ツとしても高八万石の増加に等しかつた。このほかにしばしば外交事務管掌の手当として賜金をうけている。拝借金は、元禄十三年に貿易資金として三万両を借りたのを手初

めに、享保二年に五千両、同十七年に一万両、延享三年に三万両、宝暦八年に一萬両、同十一年に八万両、明和五年に一万五千両、安永七年に六千両、同九年には返済の延期を幕府に請うて許されたが、その時の借金総額は実に延一五二、四五〇両となっていた。これらの賜金及び借金は、貿易振興は全くの口実で、専ら藩財政の赤字補填に充てられたので、貿易の好転は望むべくもなかつた。寛政五年には米一万石の借米を幕府に申出て許されたが、貿易を表面の理由にできなくなつた証左で、文化十二年には朝鮮の凶荒による米の輸入杜絶を口実に、幕府から二カ年間二万石を支給され、同十四年には易地行聘の行賞として、肥前国松浦郡・筑前国怡土郡・下野国安蘇・都賀両郡内に二万石の増加をうけ、しかも文政十年にも朝鮮の凶作を理由にまた米一万石を給された。実は四〇〇同の公作米が文化の中頃から漸く輸入停滞し勝ちとなりつたのである。このような事態は、いかに朝鮮貿易が対馬一藩の財政と密接不可分であったかを如実に物語つているといえよう。

そこで翻つてこれらの事情を顧慮しつつ、中世に於ける対馬の知行形態がどうであつたかを考察しよう。少弐武藤氏の分国であつた対馬では、宗氏の入島以前から、ここに土着して、少弐氏から土地を宛行われていた諸氏は尠くなかったと思われるが、対馬編者の諸書によると、宗重尚が在庁官人として自己と対立関係にある阿比留氏の勢力を排除するに当つて、斎藤・立石・斐庭・島屋・津原・梅野・黒川・津江・中原・俵の諸氏二百余人を率いて渡島し、大掾阿比留国信を討つて、

自ら少弐被官として日代乃至地頭代の地位を獲得し、よつて宗氏島内支配の基礎を築いたと伝えられる。『斎藤氏系譜』によれば、斎藤氏は兵庫為持を始祖とし、その経歴はどこまで史実か疑わしいが、壇ノ浦合戦後、平知盛の遺子で宗氏の始祖といわれる知宗を擁して筑前の大宰府に走つたとし、二代帶刀盛直は重尚の対馬入島に従軍した者として、『御附渡覚書』にその名が出ている。三代の兵衛三郎資定は、文永十一年蒙古襲来の際に佐須の浜で防戦、地頭代宗資国とともに国難に殉じた。宗氏とは因縁浅からぬ家柄で、その建業には功績最も多いが、『斎藤家文書』延慶四年六月日付久根次郎右衛門定能申状によれば、文永の頃には佐須郡久根在家と豊崎郡古里浦を知行し、これを少弐貞經から安堵されている。また『大山小田系図』によれば、小田氏は豊後の国人で、平九郎盛村のとき、重尚に従つて入島したといわれるが、『大山小田家文書』嘉暦二年十二月廿八日付宗馬弥次郎入道宛妙恵○少弐書下によれば、与良郡大山の所領相続が認められている。さらに豊崎郡河内の大浦氏は『大浦氏系図』によれば、その先祖は宗氏入島以前に在庁として勢力を奮つた阿比留氏の庶流で、壹岐守某が阿比留国信討伐に当つて宗氏に加担したため子右馬八郎茂清のとき、宗姓を賜つたとあり、伊奈郡小鹿村の扇氏は『扇氏世系』による(三五)と、もと丹波の藤原氏、右衛門佐久元が少弐日代として対馬に渡り、はじめ与良郡に住み、子孫が掾官として対馬在庁となつてゐた如くである。これとまた南北朝争乱期に宗經茂が筑前守護代となつていたことから、この期間に北朝方に同心するものとして宗氏に服属した北九

州の諸氏も多かつたようで、豊崎郡豊村の洲河氏は、もと武藏の住人で、その祖沙弥了心が建武三年に足利尊氏の東上に経茂とともに少式頼尚の軍に従い、和田崎の合戦に加わり、正平に初めに伊奈郡に土地を宛行われたが、三根郡志多賀村の長野氏も、その祖左衛門三郎助豊が建武三年に京都鞍馬路の合戦、翌四年には筑前馬見岳の合戦に軍忠を抽んでて居り、北九州に土地を宛行され、宗貞茂の代に、これに従つて対馬に渡った。これらの諸氏は対馬に住みついて宗氏の島内支配に協力したばかりでなく、地頭代——守護代——守護という成長段階を通して宗氏が掌握した指導的立場から、漸次その勢力下に收められて、その家臣団に定着して行つたのである。しかも宗氏の勢力伸長には、一族の全島範汎が与つて力があった。これも対馬諸書の伝えるところによると、重尚入島の後、その兄弟下野二郎盛忠が佐護、右衛門三郎頼勝が佐須、越前五郎盛賢が与良、甲斐六郎盛家が三根の各郡を分治したとある。天文十五年に宗晴康が体統を正すために、宗氏支族にその土地の縁故によつて改姓させたが、田中健夫氏は『対州編年略』によつて、これら諸氏を八郡に分けて表示し、実に全島各郡に隈なく三八氏に及んでいることを明かにしている。さらにまたその勢力扶植の過程に於いて、同族間の婚姻が頻りに行なわれていることは、仁位郡代盛家の妹が貞盛の弟盛國に嫁し、豊崎郡代盛俊を生み、盛家は貞盛の女を娶り、貞盛の妹は伊奈郡代盛弘に嫁していく数例によつてもわかるが、前述の大浦氏の例に見られるように、在地諸豪の懷柔策としての賜姓も多く、島内の宗姓を称するものの中にも、現実には

宗氏と血縁関係を持たないものが指摘されよう。『宗家判物写』によれば、貞盛の前後から官途受領や名字附与の書出が漸く多く、時代が降るにつれて加冠状が極めて多数現われて来るが、これら判物を与えらることは、家臣にとってその家格を権威づけることとなる反面に、宗氏の家臣統制の強化を裏書きするものであると謂える。

封建的主従関係を規制するものはいうまでもなく領地の宛行であり、換言すれば土地の収穫物すなわち米麦の給与即地方知行であるが、良田に乏しく農産資源に恵まれない対馬に於いては、この公式通りには行かない。宗氏が対馬に定着するようになったのは、貞茂が三根郡佐賀に館を営んだときからで、それまでは盛国・経茂いずれも筑前宗像郡に拠り、その本地は筑前・豊前・肥前の三前七郡に亘つて所領を持ち、対馬には代官を置き、自らは當時に在島したわけではなかつた。すなわち宗氏は北九州に於いて少式氏麾下の一大名であった。宗氏は累代少式氏に恩育されたといふ旧恩を棄て切れず、終始これと唇齒の関係を保ち、少式菊池両氏の抗争には、少式氏に属して幕府方に力を効くしたが、大内氏の勢力が北九州に伸びると、領土保全のためにも一そく少式氏との連繋を深めた。しかも少式氏の勢は漸く衰え、ついにはこれを対馬島内に包擁せざるを得なくなり、貞盛は少式嘉頼・教頼父子を援け、さらにつの子頼忠○政を擁立して再びその失地回復に努めたが、文明元年に一時成功したに止まり、爾後は大内氏と提携することによって少式氏を見限り、明応六年頼忠その子高経が敗死して少式氏が滅び、永正三年には豆駿郡代宗顯茂が維持していた筑前三

笠郡の所領もその敗死とともに失い、その本土の領地は完全にその手を離れて、対馬一島に屏息する外なきに至ったのである。『宗家判物写』によれば、管見の限り、その最も古いものは、延文五年九月六日付肥前国神崎庄下八郷内田地五町を十郎兵衛に与えた経茂の所領預状であり、最も新しいものは大永二年二月十五日付津江右馬允に安堵した筑前国糟屋郡世々奈幾村三町の宛行状である。<sup>(四〇)</sup> その間約一世紀半に及んでいるが、この安堵状も事実支配を意味するものかどうか疑わしい。しかし陶山存の『考証錄』に次の宛行状を収録し、これ程の知行高のものは破格であるから特に写して置くと述べているが、最盛期にはこのような名田所領が北九州各地に点在していたのは事実のようである。今度のはたらきについて、おんじょうとして豊前之国きくの郡ますた百六十町遺置候、子々孫々にいたるまで不可有相違候、仍て状如件、

明徳二年十一月十五日

津江三郎左衛門尉殿  
(四一) 貞茂判

いま『宗家判物写』に収載された北九州に於ける所領宛行状を分類表示すると次の如くである。九州本土に於ける宗氏所領として、長沼賢海氏が『松浦党の研究』に載せているものと地名など若干異同出入があるが、寓目した判物写諸冊の異同に拠るものと思われる。

ところで嘉吉元年の本土敗戦は少弐嘉頼の対馬竄入をもたらしたが、これを契機として北九州の所領を失った家臣は陸続として対馬に渡り、島内の瘦地を以てしては、彼らを扶持することが困難であった結果が、土地以外の権利に基づく知行を与えて、その権利の行使から

『判物写』所載九州本土宗氏所領一覧表 (・印は少弐氏)

国郡名	名田名	知行者	本姓	施行者	施行日
筑	駅家庄10町	宗右馬鬼房	木寺	澄茂	明徳 3.10.20
	"	宗孫次郎	木	頬茂	応永 5. 4.27
	三緒半分40町	宗あはほう	佐伯	盛国	嘉吉 4. 3. 4
	鳥越井10町	俵右衛門大夫	俵	貞国	文明 1. 9. 3
	山野村小長ヶ跡5町	赤坂主計允	吉賀	国茂	文明 2.10. 3
	" 大一丸名8町	赤坂主計允	木	国茂	文明 2.10. 3
	高松30町	宗孫次郎	寺	・教頬	応仁 1.10.28
	高松平三知行分	宗千	木	頬勝	応仁12. 4.27
	御牧	宗法	宮城	貞茂	永享 4. 6. 1
	宗像	小宮中	木	職盛	文明 3. 6.17
	糟屋	鬼	寺	澄茂	明徳 3.10.20
	" 原田庄高松6町	孫次郎	木	・教頬	応仁 1.10.28
前	極楽寺分10町	俵	木	貞盛	永享 4. 4.26
	延田牟賀付24町	宗隼	寺	・教頬	応仁 1.10.28
	世々奈幾村3町	孫次郎	津江	貞國	文明 2. 8.22
	"	津江三郎	刀允郎	盛長	大永 2. 2.15
	岩戸庄得王丸名1町4反	島山	島	澄国	澄国
	住吉三郎丸名12町外	次郎	柴山	雄	真正
	志賀島宮司職	東月寺清藏主	宗肥	・頬忠	応永 7. 3.11
	白水村	前守	佐伯	盛政	応永 13. 6. 1
					応仁 3. 4.10
					文明 2. 8. ?

国郡名	名 田 名	知 行 者	本 姓	施 行 者	施 行 日
筑	那賀 岩戸庄40町	古河山城守	川 寺	・頼忠	応仁 3. 6. 4
	席田 金匱屋敷12所	宗 孫 次 郎	寺 田	・教頼	応仁 1. 10. 28
	三笠 かわらたう田地1町	むまの四二郎	原 島	(未祥)	永和 4. 8. 25
	松園仁町	島 山 次 郎	雄 伯	資茂	応永 11. 8. 7
	香椎須原上郷坊正行名	宗 美濃彦六	普 光 寺	貞茂	応永 9. 7. 2
	観世音寺領光大寺住持職	島 山 次 郎	島 雄	・頼忠	応仁 3. 2. 9
	早良 七隈3町	島 山 次 郎	島 雄	資茂	応永 11. 7. 2
	山門庄弥三郎名	"	"	貞盛	永享 4. 4. 22
	曲田名	御手洗又三郎	御手洗	貞盛	永享 4. 4. 23
	150町上下代官職	宗 左衛門尉	佐奈豊	貞盛	嘉吉 1. 6. 1
	志摩 田尻次郎丸名10町8反	宗 六 郎	松 村	頼茂	応永 5. 4. 27
	岩丸名	島 山 次 郎	雄 川	頼勝	応永 12. 11. 6
	夜須 名字地5町	古 川 山 城 守	古 川	・頼忠	応仁 3. 6. 4
	熊井3町石丸8町	白 水 彦 八 郎	白 水	貞国	文明 1. 9. 3
前	下座 吉末名半分	宗 六 郎	中 木	澄茂	永和 ? 11. 13
	杷木郷寒水3町8反	宗 孫 次 郎	島 木	・教頼	応仁 1. 10. 28
	(未祥) 直木庄田地16町	島 山 次 郎	島 雄	澄国	応永 7. 6. 3
	井原庄 幣寺津屋	平 山 備 前 入 道	平 山	・教頼	長禄 2. 8. 17
		島 居 美 作 守	井 島	・政尚	文明 9. 7. 4
肥	神崎庄下八郷田地5町	十 郎 兵 衛	洲 河	経茂	延文 5. 9. 6
	彼杵庄田地5町	島 山 次 郎	島 雄	澄国	応永 7. 3. 21
	佐賀 牛島村田地10町	俵 都 之 吉	俵 信	貞盛	永享 4. 8. 9
豊前	企救 ますた160町	津 江 三 郎 左 衛 門	津 江	貞茂	明徳 3. 11. 20

生ずる米錢を扶持し、士分としての格式を保持することによつて藩の統制に服させたのであって、やがてこの中から御用商人的な業務に従うものが現われ、所謂六十人中町人と呼ぶ特殊な身分を持った一種の株仲間が成立するに至つた。藤齋延が宗義蕃の下間に答えた『藤氏問答覚書』は、六十人中町人の起源を次のように説明している。

六十人者如何之謂にて候哉、

貞盛公御代嘉吉元年筑前・肥前等之御知行ヲ被失候故、彼地に罷在候御家臣之面々、多數御國を慕ひ罷渡候得共、田禄を被下候儀御座不被遊、他方江之仕官を御免被成候ても出国之望無之、商売人となり御國江止度願候人六十人、則如願御許、御代官に(四四)等しく御取扱も有之者共に候

すなわちその成立の当初は六〇人であったところから、その名称ができたものと思われるが、家の断絶その他の理由で権利を失い、あるいはその後に軍忠の恩賞として新しくこれに加えられたものもあって、年代によつてその数に増減があつたようだ。『六十士旧記』によると、附表Aの如く三〇人しかその名が明かでない。しかも朝鮮役後、宗義智がこれを再編して、更めて五二人を定めたが、旧六十人中の子孫とわかるのは、表Bの如く一六家で、これも文化七年には、上対馬町比田勝平山茂吉氏所蔵の『六十人中諸記録』によれば、目見得町人二六五人中、表Cの如く計三三人に減じている。

六十人中町人継嗣受權者一覽表

A	大永頃	�冈富波伊 部谷多藤 权采正 藏女助郎	川尻右衛門 梅野八郎 平岡岐郎	梅平山隱郎 原山岐郎	斎藤平五郎 热海甚兵衛	藤権内右衛門 羽川宮内右衛門	宗伊丹兵 田兵馬	原三郎次郎 兵庫内
B	慶長頃	" " "	渡島喜作 孫右兵衛門	梅平山新喜 源左衛門	斎藤十左衛門 源格右衛門	服部中尾 傳甚次郎	九郎兵衛	
C	文化頃	" " "	渡島喜道 嘉右衛門	梅野山忠喜 兵衛全	斎藤惣右衛門 源格右衛門	服部源兵衛		

A	大永頃	雷牛山釈立牛 方伏雷花方 主寶藏竜伯 母母院主介菴	小田 田林 菴	松串青魚阿 蓮隅留吉能 内登六六中郎	陶撻比谷山口 寺留孫藤備治 郎部藏
B	慶長頃	" " "江井有 忽吉奥三藤五 左左右兵衛門 左衛門	小田久右衛門 左衛門	橋辺仁左衛門 又右衛門	樋口惣左衛門 数山次郎左衛門
C	文化頃	江島手有 右兵衛門 右衛門	栗谷甚三郎 左衛門	" 三郎右衛門 小田五郎左衛門	石田伊兵衛

『宗家判物写』延宝書上町六十一人中によれば、義智の代に六十人中に指定されたもの四五家、内三二家が表Bと一致し、さらに義成の代にこれに加えられた家柄八八人、柳川豊前守調興に従つていた町人二二人をも加え、義真の代にまた九人を加えて都合一六三家が頂戴した判物を所持しているが、この数字には旧六十人中のほか所謂これに準ずる格式を認められた六十人格が含まれている。要するに六十人中乃至六十人格は、特權知行を認められた目見得町人の仲間であった。

云うまでもなく米銭を直接収入源とする運上の多様化は、中世封建社会の経済的発展過程に於ける特色であるが、土地資源に乏しい辺境の孤島対馬に於いても、領主宗氏は島内資源をフルに活用するとともに、島民のあらゆる産業活動に課税源を見出し、特にその立地条件から海上活動には早くから着眼して、領内に出入する他国船に課税することは勿論——これは広く港湾所在の莊園領主がつとに行なつてゐたところであるが——島民の塩漁業を初め、島内在籍船の本土・朝鮮への通商貿易にまで課税した。古代から対馬島民は煮塩・浦魚・販売を以て營生の資としたと称されたが、そのいすれもが領主の課税源となつたのである。しかも六十人中が成立する嘉吉の頃は、宗氏が対馬に定立している。島主文引制の確立は、朝鮮へ渡航するすべてのわが國貿易船が宗氏の文引を携帶しない限り、海賊船と見なして接待を拒否されることであり、島内船は勿論、本土の貿易船も必ず島内に寄港する

ところから、その積載貨物に運上を課するとともに、文引発給に対する手数料を徴収する機会を実現することとなり、さらに歳遣船定約は朝鮮貿易に参加する権利の発生を意味するが、この権利の集約によって課税源の維持増強に努め得たのである。『宗家判物写』に収載された次の文書は、朝鮮への貿易品が対馬に於いて集散されたことを示して居り、朝鮮貿易権の対馬集約の可能性を裏書きするものである。

端(は)ひろ六十八たんしだにうけとり候、あらかね四ひやくきん、六地より(渡來)とらいのとき、わたすへく候、仍為後日之状如件、

享禄三年正月廿九日 小田彦左衛門尉とのへ(公事) 盛次 (花押)

さて宗氏の領国支配の根幹をなすこれら特權知行の実体について述べるに當つて、担税者の所在に一言触れなくてはならない。担税者は、土地に限らず生業のあらゆる面に於いて、原則的に百姓・町人であることは論を俟たない。従つて百姓の逃散は領主の最も危惧するところであつて、『宗家判物写』には、道路普請の公事に関連して佐須の浦人が逃散したのに対し、阿連の百姓等の動搖を抑える措置を指示した年次不明の某等連署状がある。

みねのこをりの百しやうの事、六ちにもわたらず、御(公事)くうしをも仕候はさらんもの事、たれへかうちのものにて候も、かたく御くうしさいそくあるへく候、いきせする百しやうの事は、うけ給てれうけんをいたく申へく候、恐々謹言、

二月廿九日

貞盛 御判

これは三根の百姓が納税を怠つたのに対し、催促を命じたものである。

ところで百姓・町人から税を取立てるものは宗家の家臣であつて、塩漁業を初め、名目は種々雑多であるが、船舶の往来に課する税もその支配海面に限定して、彼らがその取立てを行ない、取立てによる得分を扶持として彼らに給与されるのである。またこれとともに担税者が判物を給せられた家臣自身である場合がある。彼らが自己所有の船を出して通商貿易に從事するか、あるいはこれを商人に請負わせた場合がこの例で、家臣がその商業行為に対し、自身が公事を負うことは、形式に多少の変化はあつても、中世以来、領国各地で行なわれて居り、対馬では六十人中町人のほか、多数の家臣や目見得町人がこれを行なつてゐる。この場合、扶持としてその課税が免除されたものが、公事免である。特權知行の判物には多様の書式があつて、土地宛行の判物と異り、本地・税地の区別がない文言が使用されるが、「知行不可有相違」「致扶持」は明かに給分宛行である反面、「指置」「有免許」「不可有子細」などは公事免の場合に使用されている。また「可被致沙汰」は給分宛行であつても、課税取立ての事務を勤めるもの、「預置」も同様宛行であるが、公事取立てを行なつたようである。一般に公事取立ての得分を取得することを所務と称したが、自身が担税者すなわち公事を負う場合、その行なう商業行為をも所務と呼んでいる。

特權知行の最大なものは、朝鮮貿易に於ける文引発給の手数料すな

わち吹き銭並びに歳遣船定約に基づく貿易権の取得であるが、島主すなわち領主宗氏のそれを国次、一般的の貿易船は定約者の使送船ということで、送使と呼んだ。さて送使・国次を論ずるに当つては、『宗家判物写』から先ず土地以外の知行の内、特に海上活動に関連する判物をとり上げ、これに卑見を加えつつ、対馬宗氏の特権知行の実体を把握し、受図書・受職人の持つ貿易権の意義を強調したいと思う。蓋しこれによつて中世に於ける対馬宗氏の家臣団の商人的性格が自ら解明されるからである。

註（一）『朝鮮成宗実錄』卷一〇一成宗十年二月丙申

（二）同書卷一三三成宗十二年九月丙子

（三）『内山家文書』九州大学九州文化史研究所蔵影写本に拠る。原本の所在は明かでない。『宗家判物写』貞享書上馬廻内山清右衛門所持

（四）『宗家判物写』延宝書上伊奈郡下里村奴田次郎兵衛分

（五）『山上家文書』長崎県下県郡豊玉村仁位山上睦氏所蔵。『宗家判物写』享保書上仁位郷仁位村山上判兵衛所持

（六）『三根阿比留家文書』長崎県上県郡峯村三根浜阿比留学氏所蔵。『宗家判物写』享保書上三根郷三根村百姓字左衛門所持

（七）『河内大浦家文書』上原郡上対馬町比田勝大浦博道氏所蔵。『宗家判物写』享保書上豊崎郷河内村大浦貞之進所持

（補一）『万要覚書』にもこの数字を載せている。反別内訳は畠木庭二、○九七町九反一畝九歩、田は二九〇町一反八畝六歩である。

（八）間尺は寛永の宛行状にすでに見えている。『宗家判物写』貞享書上歩行田中与右衛門所持寛永十三年四月八日付田中甚内宛宗義成判物

（九）『口上覚書』（「日本經濟叢書」卷四所収に拠る）

（一〇）『口上覚書』によれば、正保三年の麥物成内訳は糲五合摺二〇二石余、麦七合春四、一〇四石余とある。伊東多三郎氏「対馬藩の研究」（『歴史学研究』九七号四七頁）に『万要覚書』を引用して、物成高麦六、七八石一斗六升五勺六才、内訳畠木庭方五、五八五石二斗五升八合二勺九才、田方七六九石七斗三升九合八勺六才、茶椿盛方三六三石一斗六升九合四勺一才、そのうち公領分は四、一二五石一斗四升八合六勺三才、別取立一八〇石九斗八升九合六才の数字を挙げている。

（一一）『財用問答』（「日本經濟叢書」卷一三所収）。註（一五）の『御印判使阿比留伝右衛門江被成御達取調差出候写』によれば、対州一円の物成米三八四石余、麦五九八石余であり、小物成運上は現銀四三貫四〇匁余、浜出運上銀三六貫目、浦々漁事運上銀三九貫三〇〇匁その他である。佐須鉱山稼行の銀は灰吹銭として銀座に積出され、運上としての現銀とは全く関係がない。

（一二）九州大学九州文化史研究所所蔵

（一三）長崎県上県郡上対馬町小鹿扇浅太郎氏所蔵

（一四）『天竜院御真蹟写註解』滋賀県伊香郡高月町雨森芳洲書院所蔵

（一五）『寛政十年御国田代朝鮮之儀につき田島監物殿が御印判使阿比留伝衛門江被成御達取調差出候写』東京大学史料編纂所々蔵（旧南葵文庫蔵宗家記録）

（一六）『當時公貿易并朝鮮御商売御利潤銀凡考之積帳』国立国会図書館所蔵によると、渡海料は漂民巡差使を除き、年条八送使については、四七四俵七斗九升二合七勺三才となつてゐる。尤も三年間の平均値と断わつてゐる。

（一七）同書によれば、公木四〇〇束の代米一三、三三三俵一斗七升五合とある。わが対馬側の記録では、朝鮮の石を俵で換字している例が多

く、『和交覚』上には「石は俵也」とあるが、京舛の数値と近いからであらうか。本文の換算は醴泉院所蔵の『諸覚書』に拠つたが、文化三年の『問答覚書』によると、

御尋 朝鮮より米を御取寄被成候由、左様にて候哉、

御答 年分米豆百俵つつ致音物候以外に無御座候、尤換米と申、五斗

入俵ニメ白米一万六千俵年分取入申候、是は音物に公木を差送候  
内米に換申候、依之、右之米を公作米と号申候、

御尋 換米と申者、何様之御音物を被遣候て入来候哉、

御答 約条に付、年分銅・水牛角等差渡候付、其返物に公米遣候故、

其公木之内、四百束を以、白米一万六千俵に換、相請取申候、

とあって、公作米は白米八千石と云うことになる。

(一八) 註(一五)の記録によると、鷹子換米は白米一、八一七俵二斗六升と記録されている。この数値は別幅求請の物換米を含んでいると思われる。尤も公貿易の総額は、白米一五、五六〇俵余、大豆三一七俵余、小豆一三俵余、公木六六四束四五足余と記している。

(一九) 『朝鮮貿易を加歳入高凡積公利御貿易ニ属及諸入費』国立国会図書館所蔵によれば、館守以下和館関係の人物費は一七、八六三両永一九八文九分で、その他の諸経費は都合四〇、一〇五両永八八九文七分五厘であった。石に付八両八朱、米五、〇一三石二斗三升六合二勺一才を要したわけである。

(二〇) 『田代覚書』長崎県下県郡嚴原町日吉厳原町公民館所蔵

(二一) 小林肇氏『対馬領田代売薬史』八七頁所引史料

(二二) 文化七年『問答覚書』によれば、田代の所務は米七、八四一石六斗八升一勺、一俵三斗三升入として俵に〆めて、二三、七六二俵二斗二升一勺、大豆二〇九俵余、大麦四三九俵二斗二升余、小麦一〇八俵一斗

六升余、正銀五貫九四五匁余、大銀二貫五七二匁余とある。寛政十年間答控では肥前田代の収納米七、七八七石程、運上銀五一貫六〇〇匁程と記している。

(二三) 『肥前国基肆壱郡養父半郡郷村畠高帳』長崎県下県郡嚴原町国分万松院宗家文庫所蔵によると、小物成は米二一八石七斗六升二合、麦二〇三石五斗六升七合、苧麻六〇貫七〇〇匁、諸運上銀子一五貫三四二匁となつてゐる。

(二四) 『諸覚書』長崎県下県郡嚴原町天道茂醴泉院所蔵によつて計算した。

(二五) 同右醴泉院所蔵。伊東多三郎氏は前掲論文(『歴史学研究』九七号)五五頁で『口上覚書』によつて知行高六間二尺、石高に直して百五十石取の藩士の所務を計算し、現米二十二石であったのが、義真の禄制改革後は現米三十四石五斗となつたと藩士の所務の漸増を説明しているが、これが全知行高増加の一因となつてゐると云う極めて綿密な論述である。それについてば、寺田市郎兵衛の記した『裏禄志』が寺田家文書記録(嚴原町宮谷阿比留竜雄氏所蔵)にあり、詳細なデータを提供している。

(二六) 長崎県下県郡豊玉村唐洲阿比留政信氏所蔵

(二七) 平野隆氏『朝鮮貿易と対馬藩』(『歴史学研究』第六卷上九六一八頁の作表は、国立国会図書館所蔵の同記録によつたものと思われるが、輸出額とあるのは輸出貿易品を銀に換算した数字で、現銀の輸出量を示したものではなく、また貿易利潤とある数字は輸出品だけの利潤で、輸入品もまた国内販売によつて利潤が挙げられることを等閑視している。また看品とは公貿易に於ける物品の抜取検査のことで、私貿易では行わないところから、軽じて公貿易の謂であるが、これを公貿易における物換品と誤解し、同論文九三頁に「貿易品も金錢の支払ひでなく物換に行

はれていた」と述べているのは誤謬甚だしい。

(二八) 文化七年『問答覚書』に、義真の頃は貿易利潤銀一二、〇〇〇（一六、〇〇〇貫、現石に直し二〇〇、〇〇〇石余とあるのは必ずしも誇張ではない。米一石銀六〇匁とすれば、確かにその数字になる。『土芥冠讐記』卷三四宗対馬守義真条には「朝鮮國の諸連上、米一石ニ銀子一枚積ニシテ、四ツ秤シ、凡十万石ニ及フト云々」とあるが、これは元禄三年の記述である。『賀島兵助言上書』に毎年二、五〇〇貫、凡そ十二万石の所務とあるのは、御国田代の物成を含んだ数字で、朝鮮貿易の利潤は十万石に及ぶと見てよい。ただしこれが銀二、五〇〇貫と云うのは、数値に誤りがあり、五、六、〇〇〇貫にはなった筈である。この銀高は輸出品の利潤で、輸入品の販売利潤は計上されていないようである。これが文化の頃になると『問答覚書』に(c)国田代収納高、朝鮮所務銀米合せ八七、〇〇〇石とあり、これから内訳の下賜金一二、〇〇〇両即ち銀七三〇貫、米一三、〇〇〇石を差引き、国田代収納高三五、〇〇〇石は(d)田代朝鮮到来の米と国収納の麦を米に直し、四五、八三〇俵とある数字から見て、朝鮮からの輸入米が加算されているものと解釈し、これも差引くと残り三九、〇〇〇石程となり、銀高に直すと二、三〇〇貫余と云うことになり、貿易利潤が大幅に減じてることがわかる。これは全く私貿易の断絶によるものである。

(二九) 朝鮮人参は、わが国では特に高貴薬として珍重され、森克己博士「近世初頭における対馬宗氏の対鮮貿易」(『九州大学九州文化研究所紀要』第一所収)によれば、享保十年頃、朝鮮から一斤銀一貫五〇貫で仕入れたものが一斤四貫目で売捌かれ、約二・六倍の高値で取引されたが、実際は十倍以上の巨利を收めたらしく、抜荷が殆ど人参の密貿であったことでも、その利潤の大きかったことが窮われる。陶山存の『潜商

之儀被仰出書』も人参専売の利潤の莫大であったことを説いている。ところで人参は礼單(封進に対する回賜)求請合せて三三斤八両で、私貿易によってこれと同数近く買付けられていたが、私貿易断絶後は一二〇三斤が輸入されるだけとなり、天保三年に水牛角四〇〇桶が熟銅三、〇〇〇斤に換物する約定が結ばれたとき、未収解消のため一一斤を現參、残余は単參一斤価銀六二〇両の計算で、一部は上銀、一部は代錢入送することとなつた。すなわち一斤の価銀一二〇三貫となり、昔日の利潤はも早や期待できなかつたわけである。

(三〇) 『斎藤氏系譜』長崎県下県郡嚴原町今屋敷斎藤定樹氏所蔵

(三一) 『斎藤家文書』同右所蔵

(三二) 『大山小田系図』嚴原町天道茂體泉院所蔵

(三三) 『大山小田家文書』嚴原町田淵庄司シナ氏所蔵。『宗家判物写』享保書上

(三四) 『大浦系図』長崎県上原郡上対馬町比田勝大浦博道氏所蔵

(三五) 『扇氏世系』上対馬町小鹿扇浅太郎氏所蔵

(三六) 『洲河家文書』上対馬豊洲河生虎真氏所蔵。『宗家判物写』貞享書上豊崎郡豊村須川万右衛門所持分、元弘三年八月十日付沙汰了心着到状

(三七) 『長野家文書』長崎県上原郡峰村志多賀長野実氏所蔵。建武三年七月十日付足利尊氏感状写ほか。『宗家判物写』享保書上三根郷志多賀

村足輕長野善八分建武五年三月日付長野豊軍忠状ほか

(三八) 田中健夫氏著『中世海外交渉史の研究』九九頁

(三九) 『宗家判物写』延宝書上伊奈郡中久留瀬村財部三郎介分

(四〇) (四一) 『宗家判物写』延宝書上町中津江藤右衛門所持

(四二) 『考證録』長崎県上原郡峰村三根松村国智氏所蔵

(四三) 長沼賢海氏著『松浦党の研究』二〇二一五頁

(四四)『藤氏問答覧書』韓国国史編纂委員会保管宗家文書古記録  
 (四五)『六十士旧記』長崎県上原郡上対馬町比田勝平山茂吉氏所蔵  
 (四六)『宗家判物写』延宝書上と『六十士旧記』(附表B)と比較する  
 と、義智の代に六十人中となつたものの内、前者にあつて後者に脱して  
 いるものは、阿比留伊左衛門、同源左衛門、同惣右衛門、同弥右衛門、  
 同平左衛門、脇田庄左衛門、同三郎右衛門、同半介、同權十郎、梯七郎  
 右衛門、同七左衛門、西尾三郎右衛門の二二人である。また義成指定の  
 六十人格には大黒屋助左衛門の如く屋号を称した明らかな商人が居る。

(四七)『宗家判物写』享保書上三根郷志多賀村百姓甚三郎所持分  
 (四八)『宗家判物写』延宝書上佐須郡阿連村浦人分九月二日付某々連  
 署状

(四九)『宗家判物写』延宝書上馬廻久和弥五左衛門所持

(五〇)『宗家判物写』の成立及びその史料的性質については、拙稿「宗家  
 判物写管見」(國立館大學創立五十年記念論文集)所収)参照。

木手は「切手」とも書かれているが、旅行者が査証のための公驗と  
 して携行する手形の意味での札券を別にして、恐らく単なる借字であ  
 ろう。『建武以来追加』諸国守護人非法条々に、

### 一、構新関、号津料、取山手・河手、成旅人煩事

とあって、その徵収を禁じた措置が見えるが、中世に於て諸国守護人は  
 はじめ荘園乃至封建領主が要地に関所を設け、ここを通過する人又は  
 貨物に課した関錢の一種で、陸路のものが山手、河川の要津に於て徵  
 したもののが河手であろう。手は手数料の意味であることを勿論である。

(二)対馬の判物類に現われた山手は、「國中にての木て・山て」、「船の山  
 て」などとあって、一見島内に於ける運上と海上活動に関するそれと  
 区別されるが如くであるが、前者はその支配地すなわち課税地域、後  
 者は単純にその賦課対象を指称したものである。船の山手は、島内各  
 浦に寄港する船舶が使用する薪・材木などに課した運上の謂と考えて  
 よからう。その一例を掲げると、

対馬鳴與良郡内、久田かしいの山手御公事等事、給分面々代官相ろん之間、  
(論)  
(公事間)先日くしき、任先例可被沙汰状如件、

九月廿三日

貞茂 御判

田原隼人佐殿

対馬宗氏がその家臣に扶持した中世の所謂特権的所務知行のうち、  
 海上活動にその権利の発生源を持つものは、(一)山手・木手 (二)錠公事  
 (三)俵物 (四)帖疊 (五)船の売口買口 (六)人の売口買口 (七)塩判 (八)  
 おうせん判 (九)吹拳銭 (十)国次 (十一)送使である。以下順を逐つて卑見  
 を加えることとする。

### (一) 山手・木手

この山手の課税物件内容は國府○嚴に近い久田村の檜材であるが、  
 『厳原藩御壁書控』延宝五年正月一日付事書に、  
 商売船田舎へ籠下滞留之内、薪取之候ハハ考定に付、五分宛山手取之可申事

とあって、この場合の山手は薪材搬出の運上であることがわかる。後

掲『宗家判物写』享保書上豊崎郷五根緒村糸瀬幾左衛門所持天文廿三

年八月廿一日付糸瀬播磨守宛宗義調書下によれば、塩竈の公事免の代

償の形で、山手として塩十俵が課せられている。

また木手についての内容を窺える判物は寓目しないが、同書貞享書  
上佐須郡久根浜村百姓四郎兵衛所持の判物に、

成職御判

対馬さすの郡くねのはまのたくみ孫次郎、そのをやおうちより御内の物た  
るあいた、せんくの御判のむねにまかせて、山て・くわで、又はやまの  
事、これにて木さいもくの事、とらせらるへき状如件、

長禄二年正月晦日

宗右馬助

盛直判

たくみ孫次郎(四)  
か所

とあり、一般に山手と并称される木手が桑手と呼ばれ、課税品目が一  
層はつきりしている。しかし木手・桑手が山手とどの点で区別される  
かはわからない。山の事とあるのは、入会権に関するものと思われる  
のは、同じく判物に、「さて・山て共、立入之公事、不可有子細」と  
いう表現がある。また『黒瀬平山家文書』に

(花押)

(成敗)

代々御せいはいの旨にまかせて、城山四方の事、こはをきり、ふなくそ  
く、(薪)木をきる事、大にこゝろへざる事也、この旨をそむき候するとも  
からは、上より御ざいくわあるへき所なり、此内、平左衛門かはいとくの  
所、(芋崎)尾崎(相違)いもさき・おさきの事は、前々のまゝさをいあるへからざる状如件、  
所、

文明八

十二月廿一日

左衛門三郎所(五)

とあって、守護宗氏が入会権を掌握して居り、材木の伐採は船材及び  
薪の搬出を目的としていることがわかる。これら入会並びに材木搬出  
の運上取立てがそのまま給分として宛行われるわけである。前掲事書  
に、商人が田舎即ち在方に行つたとき木手を徴する例として、

在郷へ罷下候商人宿いたされ候て、為木錢一日壱分程請取可申候、尤旅籠  
宿仕候は、夫に応じ代物取之可申事、

とあり、島内商人の宿泊に対しても木錢即ち木手を徴収したことが知  
られる。近世の木賃宿がこの語源から出ていること勿論であるが、炊  
飯のための薪代という意味で宿泊料に加算されたものと思われる。こ  
の場合は、ともかくも通行の商人が担税者であった。近世の旅行者が  
携帯する切手・手形とは性格が全く別のものであるが、対馬に於ては、  
在方の田舎に廻る旅船に浦奉行が切手錢を徵し、他国の方舟商人が長期  
に亘って逗留するときは、藏屋敷から添切手を交付した。元禄六年五  
月二日付郡奉行が触れた『八郷江之御壁書』によれば、

一、切手にて往来之衆、たとえ見知りたる人にも切手之御印判相改め、相  
違無之候はは人馬急度相出す可し、付たり(中)其外商人往来之時は、切手  
に人数を引合せ之を改む可し、船手形にて陸地往来の儀停止せしめ候間、  
弥念を入れ可申候、若切手無之者罷通り候はは、召浦り村送にして府内へ  
差登可し、勿論田舎船出船の刻、切手無之者便船致させ申間敷事、

## (二) 錠公事

船公事の一種、船公事はまた「廻船公事」とも呼ばれたが、「陸地之船公事」〔高麗船之公事〕〔六地高麗の津の船の公事〕などと見え、さらに具体的に「陸地高麗のあきなきてうの舟の御公事」〔六地のはいはいの御公事〕〔かららへのせうはん〕と記した判物があつて、本土及び朝鮮へ通商貿易のために往来する商船に賦課したものであることがわかる。船公事には所謂船隻税と貨物税の二種類があつて、中國海関に於ける水餉・陸餉の区分と同様であるが、対馬では前者を錠公事、後者を特に一俵物と呼んだ。中国では、水餉は船闊即ち船舶の幅員により、毎民稅銀幾許かの率で徵收されたが、対馬では船の大小は、専ら朝鮮貿易に於ける島主歲遣船の條約に規定された基準に従つて尺量を行なうことが義務づけられていただけで、船公事は船の大小に關係なく船単位で徵收し、また帆一端幾許という帆別課稅も行なわれたようである。

当国立龜浦いかりの公事、任前々之旨、宛行者也、往来之船數之内、十五艘分事者、郡司ニ被仰付候、其外之船數事ハ、皆以可被存之由候所也、就彼公事、月每御神樂無懈怠可有勤仕者也、仍為後日執達如件、

大永二

九月九日

國親（花押）

宗主稅助殿

これは立龜浦○嚴入港の諸国の商船から徵收した銭錢十五艘分を除き、その残分を加扶助し、府中八幡社の月次神樂を勤行させられたも

の、近世に於ける錠錢知行と称するものがこれである。『延宝九年五月年行司并町人御返答書』によれば、少しく時代が降るが、島内入津の船舶は、錠錢として大小によらず一艘につき銀四匁を徵收され、田舎に廻る場合は、船の帆一端につき銀三匁宛の帆別錢が課せられたようである。また東京大學史料編纂所採訪の『対馬古文書纂』二には次の發給者不明の袖判書状がある。

(花押)

(豊崎) かん主へ申つけられ、ちうせつあるへからざす候事、  
とよざき女との船又うらへまてのあきないふね之事、せんへちに一れ  
んつゝかたくさいそく申候て、しまのかうへに御かくらまいらせ候て、てん  
下(公私) (新築) か国おやけわたくしの御きたう申へく候、いさゝかふきたのきあるへから  
す候、ねん比にさいそくをいたし、御かくらの事、ほんそう申へき状如件、

永享十一年二月 日

といさき

州河彦五郎殿

さらにまた嚴原町今屋敷斎藤定樹氏蔵『斎藤氏伝來旧判写』には、貞享四年の判物書上のとき、久根斎藤家が提出した旧判物が返却された際、その中に他家の旧判二通が混入していたとして、次の判物を收めているが、

(佐謹郡) (伊奈郡) (三根郡) (仁位郡) (高麗公事)  
さこのこほり・いなこのこほり・みねのこほり・にのこほり、かうらいくう  
しの事、せんくのことくふねくに人へしまいを三れんつゝのせられ候  
て、ほのくうしつ物(賃)(借)(人別)(權門高家)をきらはすさたある

へく候、ゆめ／＼ふさたのきあるましく候、恐々謹言、

永和五

二月九日

宗与三さへもん殿 澄茂（花押）

（唐高麗）渡人別公事、いつ方よりもふさたに候あいた、（船頭）せんとうのさたとしてのり人なん十人とするし、とゞのへ候てまいらすへきよしおほせあるへく候、人の中物とがうし、御公事いげの事、これより御めんなからんほかは、さたあるへく候、もし御公事ふさたに候はゞ、せんとうにあいかけさたあるへく候、恐々謹言、

五月廿二日

宗与三さへもん殿 澄茂（花押）

この二通の判物によつて、船公事は船別・帆別の外に、乗船者の人頭別課税の場合があり、その担税者は船頭即ち船長であったことがわかる。錠公事といい、帆公事といい、さらに人別公事というのは、徵税基準の別だけで、税の種目は同一であり、従つて重複して課税されたわけではない。

### （三）一俵物

船公事の主体をなすものが一俵物である。判物には「ふねの一へう物」「六地之一俵物」「陸地一俵物」「高麗一俵物」「唐土之御夫用等」「かうらい六地へはたらき候するふねの一俵物」などと種々な辞句で表現されているが、「藤氏問答覚書」は、陸地高麗の一俵物として、

次のように説明している。

陸地と申は、豊前・豊後・肥前・肥後・筑前・筑後之六国を申、高麗は則朝鮮國致革命候ても、古称にて高麗と称來候、一俵物と申は、九州・朝鮮之商賈船より米穀何十俵に付何俵と運上を取候儀を申候、此俵も慢には所務不相成候、御判を以、扶助に被仰付候、陸地之諸州より高麗に渡す歲船も一俵物とて、當國に運上を出申候

これによると、先ず、(a)陸地とは豊肥筑前後の北九州六箇国を指し、(b)一俵物とは九州・朝鮮に往来する商船——ここでは概念的に島内在籍船を指したものであらう——の積荷に対する着津時の従量課税であること、(c)その運上が米穀であり、さらに(d)九州から朝鮮に渡航する島外船に対しても寄港時に課税したことになる。

(a)陸地は「ろく地」「六地」など借字音釆されているが、陸地即ち本土という意味で、六地という字句にこだわつて豊肥筑の前後六箇国を指すとするのは当らない。「陸地之書」という辞句については別途解説するが、これには日向・大隅・薩摩の歳遣定約受図書人も含まれて居り、壱岐・対馬二島を除く九州全土の総称と解すべきであろう。判物によれば、「陸地」は石見・若狭と明確に区別されて居り、また明らかに肥前を指称しているものすらある。<sup>(二)</sup>また(d)朝鮮に渡航する九州の商船に対して課税したというが、『勘仲記』弘安十年七月十三日条によれば、唐船即ち海外渡航船が対馬に着岸すると、その積荷に対する点定上納という所謂関税権が認められ、その権利の行使について守護人と国衙が争つて、得分の両者折半の上裁を申請した対馬守源光

経の解文を載せて居り、ひとり貿易船に限らず、一般の回船商人も全國の関津に於いて津料・目錢・交易上分など様々な名称で所在封建領主から課税されたことは、既に相田二郎・森克己博士らの研究があり、しかも対馬商船もその例外でなかつたことは、次の『六十人中平山家文書』によつても窺われる。

対馬船事、上下向著闕之時、有限帆別御公事者、可勤之、其外船中不可有  
点檢由候也、仍執達如件、

文安五

九月廿八日

秀家（花押）  
道行（花押）

長州肥中  
関奉行所

筑前・肥前津々闕々船公事〔下事、所免許也、仍之状如件、

康正三

七月十日

平山備前入道殿  
(二二) (花押) ○少式  
教願

つしまのかうらい御公事、先立申てうまゝ、さたあるへく候、先立分もふ  
さたに候、給所候はゞ、先日任書下旨、可被致沙汰之状如件、  
康応元  
九月廿七日  
大山左衛門五郎殿  
(二四) 澄茂（花押）

大山左衛門五郎殿  
(二五) 澄茂（花押）  
大山のざへもん五郎殿  
(二六) 澄茂（花押）

つしまの嶋の八かいのかうらいくうしの事、事かきの旨をまほりて、来む  
(守) 年年  
まのとしまて、ふさた候はず、さたあるへし、恐々謹言、

十一月七日

大山のざへもん五郎殿  
(二七) 澄茂（花押）

ところで対馬宗氏が島内で行なつた課税事實を示す最も古い判物  
は、公事免の形をとつたもので、即ち、  
(高麗通) (公事)  
かうらいわたりの大山ふね二そうのくうしの事、さしおき申所如件、

正平廿四

七月五日  
宗慶（花押）  
(二三) 宗慶（花押）

であつて、高麗末期に半島に渡航した与良郡大山村在籍の二艘の貿易

これによれば、高麗に渡航する大山船の発船地は与良の和田浦であ  
り、永和二年にはその公事が給分として小田氏に宛行われたが、島内  
に寄港する商船は内外を問わず、和田浦に於いてもその公事を徴収す  
るものであり、来午年即ち元中七年(元明德)までに取立てるよう催促し  
てゐる。宗氏が李氏朝鮮政府の厳しい貿易統制を背景にその与えられ  
た特權をフルに利用したことはいうまでもないが、それ以前から高麗

船が宗經茂から課税を免ぜられたことがわかるが、これに関連して、  
次のようない判物がある。

(対馬)  
(島)和田  
(高麗)  
つしまのしまわたの浦のこうれいの御くうしの事、きうふんとしてあて給  
るところ也、御かぎ下のむねにまかせて、ちきようすへき状如件、

永和二  
十月十六日

大山左衛門五郎殿  
(二四) 澄茂（花押）

への渡航船に課税していたことが理解される。しかし文明末年から延徳・明応年間に漸く決定的となつた朝鮮貿易の対馬独占過程に於ては朝鮮渡航船はことごとく島内船かその売船でなくてはならないから、九州から朝鮮に渡航する他国在籍船というものは皆無の筈である。

(b) 島内船も帰港時に限らず、出港時に於いても課税されたものと思われる。すなわち今日の関税的性格とは全く異質ではあるが、輸移出税があり、輸移入税もあった如くである。「陸地高麗のあきないきてうの舟の公事」<sup>(一)</sup>は明かに輸移入税であるが、「かららい六ちへはたらき候するふねの一俵物」<sup>(二)</sup>或は「六地にわたり候時の一俵物」<sup>(三)</sup>は輸移出税と判断される。さらに森克己博士は論文「中世末近世初頭における対馬宗氏の対鮮貿易」<sup>(四)</sup>で貿易品に対する課税が米穀を以て徴収されたので、これを「俵物」と称すると説いているが、俵物は米穀に限定しない。『宗家判物写』<sup>(五)</sup>には、代物納に銀子・木綿の外に「麦之俵物」<sup>(六)</sup>を挙げた判物があり、米麦を「一石物」と呼んだ例もある。また『宗家判物写』延宝書上町中津江藤右衛門所持應永三年十一月卅日付津江兵衛四郎宛宗貞盛書下に「高麗一俵物」とあるべきところ「唐土之御夫用等」と書いて居り、その内容がよくわからなかつたが、文明十五年八月十一日付津江右京亮宛宗貞國書下では、その個所が「にんぶ用途」と改めてあり、朝鮮に積出される俵物の包装費用とも考えられる。のみならず高麗一俵物は「高麗のしほあきないの御公事」「しょの一俵物」「しほふねの一へうもの」などの名称を用いた判物がある。一俵物が積荷の從量課税

であると解釈するならば、米穀に限つたわけではない。しかも対馬が米穀を領外に移出することは到底考えられない。米とするならば当然移入の積荷でなくてはならない。ただその課税が原則として米穀で行なわれ、銀子・木綿が代納されたことは云うまでもない。

俵物とは、俵で包装した物ということから出た成語に相違ない。対馬では古来煮塩・捕魚を主たる生業としたから、米穀の外に漁塩業の生産加工品や一部農産物を乾燥して俵装したのである。ところで近世長崎に於ける中国貿易では、銅産の減退後、俵物が脚光を浴びたが、その俵物といふのは煎海鼠・干鮑のこと<sup>(七)</sup>で、明和元年から鱗鰭が加わり、これを俵物三色と呼んだ。<sup>(八)</sup>朝鮮貿易は慶長復交後、己酉約条の締結によつて公貿易は定量貿易に癒着し、私貿易は輸出品たる銀・銅その他南方物資の調達難と輸入品中の最大魅力であった薬用人参の減産龜悪化によつて全く發展性を失つたので、対馬府中(嚴原)藩は中国貿易に眼を著け、島内農海産物移出統制を行なうために俵物方を設置し、島民が漁撈した海鼠や鮑を煎海鼠や干鮑に仕立て、俵物としてこれを買上げ、俵物一手請方を通じて長崎に積出した。また近世には俵子運上銀といふ税目が対馬にあるが、島内諸浦から積出す統制外の干鰯・椎茸・木海月などに課し、浦奉行がこれを取立てた。前掲『年行司并町人御返答書』によれば、諸浦から移出される俵物は、椎茸は百斤につき銀七匁五分、木海月は百斤につき四匁五分の運上銀が課せられている。しかしこの種の俵物は中世史料ではまだ寓目しない。

さて中世の対馬は、煮塩・捕魚と共に商販が主要な生業であったか

ら、商品物資の移出入を積極的に行ない、物資の流通を規制する所謂津留などがなく、寧ろ流通過程に於けるその運上が大名宗氏の財政を潤おす大きな財源でもあった。これらの公事が知行の対象となり、その知行には自己が負担すべき公事を免除されるもの即ち公事免と徵収した公事の得分を扶助される即ち所務の給与とがあり、前者は「差置く」或は「閣く」と呼んだが、いずれも給分として宛行われた知行であつた。

（豆畠義）  
一、筒はま舟公事一ゑんに可有沙汰之事、（略）

右此前、如先々為給所宛行之者也、仍此旨可被存知之状如件、

大永二年  
五月五日

宗右衛門大夫殿  
（三五）  
盛長御判

佐奈豊村事、任成職様之御判之旨、此内三ヶ所屋敷内之船之公事等之事、於以後無相違可有成敗候、并彼居屋敷居候する者、点役郡役已下事、以前儘不可有無沙汰之状如件、

明応參

十二月廿九日

材盛御判  
（三六）  
宗安房守殿

西泊中越五ねう三ヶ所ちけ船の高麗一俵物の事、為給分宛行所也、古殿御判のまゝ知行不可有相違状如件、

永享三

九月十日

貞盛御判  
（三七）  
財部掃部助殿

成職御在判  
（四〇）  
梯大藏ざへもん尉殿

八月卅日

九月廿九日  
（花押）  
応仁元

またこの公事免知行には年紀があるものがあり、

草鹿部平次郎殿  
（三八）  
貞盛御在判

文安三  
六月廿九日

貞盛御在判  
（三九）  
宛名無之

これは売船即ち他人に権利が異動した船隻に対しての措置と考えられ、自己所有船について年紀がないことは、上掲判物と関連する次のもので理解されよう。

あのうり口かい、しほはん、一へう物、二てうたよみ、さきの源さえもんの時のまゝ、あちいたすべく候、われともち候する船はかりにて候、仍状如件、

享徳二

これらの判物例によれば、船公事の宛行は、公事免も加扶助も、土地宛行と全く同様に島内の一定地域を限定し、その地域内の権利行使を認められて居り、次の判物では具体的に、その地域内から発着する船隻に適用されたことがわかる。

つしまの國（与良郡）よりの内、（土寄）三ヶ所村よりかうらい・六地へはたらき候するふねの一俵物、同木手・山手・下人立より之事、為給分宛行所也、任先例ちきよういたされへき所之状如件、

自己所有の船を特に指したものには、

我ともら候船の一へう物の事、任先御判旨、致扶持者也、仍此由可被存知  
之状如件、

寛正二年

三月六日

成職(花押)  
宗彦八殿

また本土・朝鮮への渡航を自己所有船である時と借船で行う場合、後  
者の公事免は半公事であった。

るくち・高麗の津の舟の公事のこと、其はかもろ／＼の公事等、さしおき  
候なり、たゞし人のかり舟のときは、はうの公事かるへく候にて、為後状  
如件、

長禄二年

九月廿二日

成職(花押)  
東月寺

一、峰郡けしやうてん之内、就相拘毎年四百廿文并李貳斤之事、  
一、他国罷渡帰島之時、借船之儀、不寄大小、半公事之事、  
右依訴、有免許之処也、仍不可有相違之状如件、

天正八  
十二月四日

阿比留民部丞殿  
昭景御判

(五) 船の売口買口

(四) 一帖畠

判物には一俵物と並記されている場合が多く、「二てうたよみ」二一  
によれば、

(四)

判物には殆ど「人の売口買口」と並記されている。『藤氏問答覚書』

(四五) 条畠」或は単に「たよみ」などと書かれている。税目の称で、一俵物  
と同様やはり貨物税であろう。対馬に於いては畠表は奢侈品であつ  
た。公事免の対象となるものは、勿論移入品であつたと考えられる。

前掲「年行司并町人御返答書」によれば、畠表は多く上方筋・備後  
鞆・筑後・肥後などから移入された。「二てう」とは畠の数を云うの  
か或は產地・用途その他による名称なのか明かでないが、『八郷江之  
御壁書控』延宝五年正月二日付「百姓之年中行事及擬」の中に「居な  
しの事」として、畠は一人に一帖当とし、外に二帖という制限が設け  
られている。名称の出所もこの辺にあるのではないか。また『日本  
本林制史料』厳原藩所収の『八郷江之御壁書留』元禄六年五月壁書に  
よれば、

一、田舎舗疊之儀、上方疊以前より有来候は、損候迄用候儀にと仰付られ候  
得共、數年之儀に候故、最早損し捨り可申候間、向後古來より仕来候田舎  
拵えのい疊・かや疊、之を用う可く候、給人家は七島疊舗候儀、心次第可  
仕事、

とあり、七島疊は薩摩產で、前掲『年行司并町人御返答書』によれ  
ば、延宝の頃、府内船問屋佐野屋六左衛門が移入し、十枚につき代銀  
八匁であった。

船之売口買口の事

永享十二

十月十日

宗太郎左衛門尉殿  
貞盛御判

一、船の売口買口と申は、南は九州の地、西は朝鮮へ罷渡致商賈候船之儀にて、此船は富饒成人にても慢に商売不相成、功士之賞に被仰付、隨分御恩賞之事共に御座候、其故は売船名主に成て町人を遣候時は往返一度何程づつと運上を取候事扶助被仰付たる事、且又我と自力にて遣候得は、尚又之儀に候、此船を売買仕儀御免は無之者不相成候、尤家々に持來候送使船を他人に売渡候事も無御免家は調事不相成候、此筋実は六十人に賜り候御扶持に候得共、依家は田禄を頒候へは、格別之御恩賞被成下候、

とあつて、甚だ要領を握みにくい解説であるが、前段では先ず(1)本土・

この預状の二郎左衛門船は売船と思われるが、長禄四年二月廿一日付宗豊前守宛宗成職預状によつて安堵されて<sup>(四九)</sup>いる。  
(肥前) 宗ひせん方の船之事、めんくきやうたいあいにめされへく候、りやうしょうにて候、其分心へあるへく候、恐々謹言、  
年号無之

賊船御公事等、根神目大隅守乗船一そうの事、先任御判旨、有御免者也、  
仍任先例致其沙汰如件

寛正弐年  
十二月七日

俵隼人佐殿  
成職御判

朝鮮に往来する商船は、その渡航の権利は功臣に対する恩賞として扶持され、いかに富饒な人でも領主宗氏の許可なくして渡航できないことを説明している。朝鮮貿易に於いては、島主歲遣船即ち國次船と受職人の親朝及び受図書人の送使船がこの権利の対象となること云うまでもない。次に(2)これららの商船は、もとより権利取得者が自力で渡航させることができるが、この権利を売渡し、売船名主となつて町人即ち純然たる商人を遣わす場合は、往復に一回何程宛の運上を取立て、これを得分として加扶助するもので、この場合にその船の権利の売買は、認可を必要とし、特に朝鮮貿易に於ける送使船については、他人への譲渡はその認可を厳重にしたと説明し、最後に(3)商船の本土・朝鮮渡航権は、所謂六十人衆に賜つた特権であり、一般に田禄を賜わつた家臣としては格別な恩賞であると述べている。(2)の売船認可が嚴重に行なわれたことは、次の判物でも知られよう。

(浦浜)  
うらのはまの二郎さへもんぶねの一へう物の事、あつけおく所の状如件、

これも文明四年九月二日付俵長門守宛宗貞国書下によつて安堵されて<sup>(五〇)</sup>いる。なお賊船公事とある賊船は、朝鮮貿易に於ける約定外船隻の意であつて、朝鮮政府は対馬宗氏の文引即ち渡航証明書を携帶しないこれらの船隻が慶尚道加徳島以西の海面に出没すると海賊船を以て処置することを声明していたからである。

ところで『問答覚書』の説明では、船の売買の公事免の実体を把握するに充分ではない。船の売口買口は、勿論船の渡航権の売買であるが、その公事は売買両人に賦課したものと思われる。往返一度というのは、渡航と帰航のいずれの時点か不明であるが、恐らく両人が各々

そのいづれかの時点で徵されたものに違ひない。これを加扶助すると  
いうのが公事免である。船売買の判物で最も古いものは、『宗家判物  
写』享保書上「仁位郷」永徳二年十月十三日付宗澄茂書下である。<sup>(五三)</sup>宮  
本文次教授は論文「対馬藩の商業と生産方」で船の売口買口を単純に  
本土・朝鮮に渡航する商船そのものの意と解し、一俵物がその公事の  
対象であると説き、また竹内理三博士は論文「対馬の古文書」の中  
で、「於八海舟のうり口か、い口」とあるのを採り上げて、他国との商  
売即ち高麗・陸地の一俵物とは別に、対馬島内に於ける沿岸交易の意  
であると説明されているのは、いずれも『問答覧書』の前段(1)の説明  
に引きずられた誤解である。「八海に於ける船の売口買口」は島内全  
域に亘った在籍船の渡航権の売買と解釈しなくてはならない。

しかし船の渡航権利の売買だけでなく、造船に対しても課税された  
ことと共に、船自体の売買もまた課税対象となつたことは、次の判物  
によつて知られる。

船売買并為船作之公事、訴申之条、所有赦免也、依之相當之奉公、不可有  
油斷之状如件、

永禄十三年

二月廿四日 義調(花押)  
早田三郎左衛門殿<sup>(五七)</sup>

云うまでもなく人身売買に関する課税である。『藤氏問答覧書』に、  
当國へ籠渡候諸士、當國に於て田畠を請持ち候事、人毎に容易に仰付られ  
難く候間、妙意様御代以来下作職を下され候機ども有之、  
とある。下作職とは元來請地耕作の権利の謂であるが、この場合では  
耕作人としての下人の使用権を指している。

みねのこほりの内ちしのくろうしの事、かの地にあいおい候する御公事を  
いたし、下作職(相連)さうそくの上は、さほいあるへからざる状如件、

永享三  
九月八日

梅野三郎殿<sup>(五九)</sup> 貞盛(花押)

御判不知  
(多年)  
たねんそれへやとを候間申候、  
一、船のうりくちかいくち

一、人のうりかいくち  
一、山て おなしく  
一、船のつくりてくうし さしおき候、(自然)しせんとかく申候方候は、  
此(折紙)出おりがみいたし候て、申すべく候、諸事おりかみの事、かさねへいた  
すべく候状くたんのことし、

年号不知  
あしみ(馬)  
むまの五三郎所<sup>(五八)</sup>

なお(3)に六十人中に賜つた格別の恩賞と云うのは若干伝説的な表現  
で、朝鮮貿易の參稼は勿論、一般の廻船商業については、少なくとも  
近世以前は六十人中に限定された権利ではなかつたことは別の機會に  
解説することとする。

#### (六) 人の売口買口

島内資源に恵まれない対馬に於いて、人は重要な資源であった。中

十一月十三日

世の海寇が米と人とを掠奪の目的とし、掳えられた男女はその労働力を対象に商品化されたことは、今更贅言を要しないが、海寇静謐後でも貧賤人や流刑人などは下人に没して売買・譲与・質入及び相続された。尤も下人は売買譲渡されたものの、その所有者との間には封建的主従関係といったものが存在し、ヨーロッパ諸国でいう人格が全く無視された奴隸とはやや性質が異っている。宗氏はこの売買に公事を課して認証したのである。下人の売買・譲与・質入乃至相続に関する訴訟は中世の古文書に屢見するが、『御成敗式目』<sup>第四十一条</sup>にも「奴婢雜人事」の一条があり、対馬に於いても『小森家文書』に介知大槻経能と豆駿郡住人覚範の子孫との相論に対する元徳二年八月二十八日付地頭代宗盛國宛守護人少弐武藤貞經の裁許状が現藏されている。近世になって、藩主から家臣に対し、成下されるという形で、科人・牢人・縁坐者乃至小者・被官などが下人として賜与される制度があり、『嚴原藩人被下帳』がこれであるが、この種制度は加賀藩・徳島藩などにも見られる。対馬での特徴は下人に他国人が数多く含まれていることであろう。下人の成下が妙意即ち宗盛國の代から始まつたと説明しているが、下人売買公事の判物の初見は、

（花押）<sup>○宗</sup>  
（朽木）<sup>田所</sup>  
 くちきのたんところの下人の、かうらいくうしの事、（別儀）<sup>存知</sup>  
 しおくところなり、そのむねをそんちすへき也、

九月廿一日

六郎<sup>（六二）</sup> 盛國（花押）

下人の高麗公事とは、下人が高麗人であった故であろう。また下人公事の最も古い現存文書の例であるが、  
二郎ゑもんの下人二人おうかりようどう、こぢまととぶんに負う下人一人  
 かおうかりようどうは、さしあかるへく候、  
 けんをう二  
 （元応）

うゑのつかいよそ  
 みやのさた人等中

これは八幡宮祭祀のための大符用途として米穀の代りに下人を代納したもの、二人割当のところ一人は免除することを言渡した書下で、下人の売買ではなく、下人が貢納されたことを示すものである。この外に、下人を寺社に寄進した古文書は数多く見られる。

『人の売口買口』は「しもへのうり口かい口」とも書き、明かに下人が売買の対象となっているが、この外に「人のかき物のくらし」と呼んだ例があり、「闕物」とも借字されている。近世に於ける土地担保の金融に質入・書入の一種類の方法が行なわれたが、この場合の「書き物」である土地は、単に担保に充当するだけで、貸借の期間中、耕作権を貸主に附与して、その収穫を以て利子を支払うわけではない。「書き物」がこの「書き物」と語源的に関連があるかどうか確かに断定できないが、卑見では「人のかき物」は譲与或は質入によつ

貞治四

て取得した下人に対する使用権の認定であつて、その公事は買主に対して課せられたものと思う。すなわち売買質権の成立は認可を要し、これが公事の形をとつていてるものと考えられる。

とく房かかき物くうし一貫はたしかに請候、仍てかたき所の状如件、

享禄三(かのへ)  
とら

十一月一日

順永(花押)  
(六五)

宗新兵衛殿  
進之

二郎かかき物之公事之事、たしかにうけ候状如件、

享禄五年

順永(花押)  
(六六)

山河彦五郎殿

進之

八月三日

下人三郎(若狭  
やくはい)の時より(手せ)  
つけおかれ候公事、うけとり申候、為後日  
状如件、

永禄五年(ひい)  
九月廿四日

佐奈豊修理亮(花押)  
(盛之侯)

峰左衛門大輔殿  
(六七)

二月七日

茂世(花押)  
(七二)  
斎藤藏介殿へ  
まいる

十一月十五日

また「下人立よりの公事」或は「立入之公事」という表現があるが、人を対象とした入会権の意で、下人の共同使用権を指称したものと思われる。

人之うり口かい口、井立よりのくうし、そなた壹代子ともたち之内壹人、  
合て武代免ぎよいたし候事定也、仍為後日之状如件、

これは下人売買公事免の判物の典型的な例であるが、売買の公事は、

天正七年(とうじゅうしちねん)  
十二月三日

佐奈豊安房守  
(盛之侯)  
国(花押)

峰左衛門大夫殿  
(七〇)  
まいる

下人成下しの判物には、

○前

一、下人こん房か事、白水彦八郎致所望遣候、彼等か子々孫々末代の下人たる者也、於以後、聊違乱之ともからあるへからざる者也、

右此条々事、為扶持、万難諸公事等閑也、堅此之由可存知之状如件、

文明十五年

八月十一日

貞国御在判  
(七二)  
津江右京亮殿

十一月一日

○前

しょあらい下人あたへられ、ならひに下人そよそくのこと、せんかたそふ  
いあるへからざること、いまにかわらさることのしやう、くたんのことし、

寛正二

二月七日

十一月十五日

梅野三郎殿  
(七三)

などがあるが、いずれも、下人使用権を認定したものである。

於對馬國、人のうりく地かいくち、井船のうりく地かいくちの事、指置致  
扶持者也、仍此旨可存知之状如件、

寛正三

十一月十五日

成職(花押)  
(七四)

書き物の場合と異り、次の例に見られる如く売買両人双方で負担したものと思われる。

(内)  
うち山宗長門入道殿

うち山宗右衛門殿

(久想)  
くねの宗因幡守殿

くねの宗彈正忠殿

くねの宗左衛門尉殿

くねの宗与次郎殿

くねの宗太郎左衛門尉殿

此七人之方々之下人の売口買口の公事之事、我人老代之事者略申候、各々

御子孫又は我々か子孫におけるては、其代々両方の儀によるへし、仍為後日

証状如件、

文明十六年辰二月廿二日

宗中務少輔職永判  
御寄合中(七四)

十二月十九日

くにしき(七八)  
判

殿豆郡之人之鬪物之公事之事、代々成敗にまかせて、堅さいそくせられへく候、若異儀之族候はよ、へつしてその可致沙汰候也、仍状如件、

文明三

十一月十五日

貞国御判  
宗中務少輔殿(七五)

見付下部の鬪物公事等之事、致扶持、令免許候處之状如件、

永正九

卯月十九日

盛永判

宗慶御判  
まこ一郎入道殿(七九)

書き物の公事の場合は、

殿豆郡之人之鬪物之公事之事、代々成敗にまかせて、堅さいそくせられへく候、若異儀之族候はよ、へつしてその可致沙汰候也、仍状如件、

文明三

十一月十五日

貞国御判  
宗中務少輔殿(七五)

被擄朝鮮人女性一人分の公事六〇〇文が譲受人源左衛門の手から徵収されたことがわかるが、果して使用権の代価については明かでない。  
(唐人)あん堵料(安堵料)たうしんのあんとれうの事、一貫五百文づゝさたあるべき也、

たうしんの人しゆ、かうらいわたり船のくうしあしの事、さた人のせいもんをもて、しるし申へきよし、さいそくあるべき状如件、

建徳元年

十一月一日

宗慶御判  
まこ一郎入道殿(七九)

井手之宿人(七六)  
まいり

前者は徵稅の催促であり、後者は、公事免である。書き物の対象となつた下人は、中世に於ては海賊船が掠奪し来つたもの即ち島外他国のものや唐人即ち被擄朝鮮人男女が少くなかつたようである。

今度筑前國よりつれわたされ候下人四郎三郎并おと女のかきものの公事の事、所請取之状如件、

明応九

二月卅日

宗安房守  
とよむら(七八)  
永(花押)  
洲河掃部助殿(七七)  
進之候

唐人の安堵料とあるが、書き物の公事であつて、人別一貫五〇〇文を徴収したものである。下人の使用権を認証するところから安堵と呼んだものと思われる。下人書き物の公事としては最も古い判物である。

船頭さへもん四郎下人二人の内、一人の事はさし置候、一人の事は御公事たしかにうけ取候、

文安六年

[端  
裏]  
十月五日  
(八〇)

宗さへもん亮

下人かき物の限定公事免の例である。下人は一般に在方では耕作等の労働に従事し、町方では僕婢として雜務に使役されたが、寺社の造営、道川の普請・浚渫などの公役にも、公事錢の代償として隨時徴発されたようである。

(下津)(播磨宮)(楼門造營)(切手)  
しもつ八まんくうのろうもんさうゑのきつての事、こしのしほや／＼に、  
（人夫）にんぶ老人つゝ代くわんの方へおほせられ、かたくさいそく候て、きつて  
にめしつかわれへく候、尚々しんれよの事にて、かたくさいそく候へく  
候、恐々謹言、

三月十日

大(後)(介知)  
せうけち三郎兵衛殿へ  
(八一)

貞茂(花押)

また船頭の下人となるが、これは水主・網人などに雇傭されたものと思われる。水主・網人は必ずしも下人であるかどうかわからないが、判物によれば課税の対象になつてゐる。

なお売口買口の口は、口銭の意であつて、公事を指称していることはいうまでもない。

又御評難事以下非法事、向後停止之由、同被申候、以上、  
対馬鳴御分等申候口銭事、任故大殿御時公文所書下、可被免除也、可被存  
知其旨之由候、恐々謹言、

建武四

七月二日

宗右馬入道殿  
(八三)  
頼宣(花押)

これは守護が御分と称して課した口銭であるが、その内容については知る由もない。しかし対馬着岸の商船に前分の名儀で積荷の点定との抽解が行なわれていたことは前述した。恐らくこれら經濟行為に対する課税であろう。

(七) 塩判

高麗一俵物と同義語と解釈される。塩が朝鮮に積出されたことは、応永三十五年二月に朝鮮に渡航した宗貞盛の使送宗太郎なる者が礼曹に供呈した言葉に、

本島地皆巖石、未嘗業農、惟以葛根橡实為食、生理甚艱、欲以魚鹽買穀、

來泊乃而浦、  
(八四)

とあり、また永享十一年十月に礼曹が宗貞盛に致した書契によると、定約によつて使送船に對しては口料を支給するが、私の貿易船即ち魚塩雜物和壳船については口料を給与しないことを再確認していることからも理解される。『宗家判物写』に収められた書下を通觀すると、高麗一俵物とあつて然るべきところに「高麗塩判之事」(八六)とあり、「塩御判の公事物」が愁訴によつて六地一俵物とともに扶持を加えられた

という永正六年八月二十二日付小田佐馬助宛宗国親遵行状によつても同義語とする解釈は誤りでなかろう。即ち、朝鮮に渡航する商船に賦課した貨物税で、課税対象が塩であったところから塩判と呼んだのである。判とは判物の判の謂で、公事そのものを指している。従つて塩判については、更に説明を附加する要がないが、対馬に於いて生産される塩の課役については、判物にも屢見するので、一言触れて置こう。

中世に於ける製塩は古代からの煮塩法がそのまま行なわれていたので、塩の課税源体は塩竈である。朝鮮では塩盆と呼んだが、塩盆は稅法的に製塩場に属する設備全体を含み、また製塩権を指称する場合があつた。塩竈も同様である。対馬島内では今日全く製塩業が行なわれていながら、中世に於いては各浦で盛に塩が生産され、本土や朝鮮に輸移出されたのである。宗氏入島以前の在序文書であるばかりでなく、対馬現存古文書中、最古のものの一つである安貞二年九月十一日付目代施行状が木坂の杜家『島居家文書』にあるが、これは佐護院内塩田四段の買得について、僧永眞の子孫と光貞なる者との相論に關する裁許状である。(六八) 今日も島内各地に、塩浜原・久 塩屋○稚根・今里・吉田・越崎、佐護・西津屋・河内・奥・比 などの小字名が残つてゐるが、これらはいづれも塩竈のあつたところと思われる。塩竈は家臣に給分として宛行されたが、一般に公竈の製塩を沙汰され、その生産高から所務を仰付けられる場合が多かつたようである。これを塩竈知行と呼んでいる。『宗家判物写』文明三年閏八月十五日付宗中務少輔宛宗貞国書下によれば、「つぐものかま」外十竈の知行が安堵されている。

対馬嶋(鹿児)みかま一事、為給分所宛行也、任先例、可致沙汰状如件、

応永八

二月七日

宗美濃彦九〇六殿  
貞茂(花押)

五根宇かま一事、如本不可有知行相違状如件、

応永廿三

三月六日

宗兵部丞殿  
貞茂(花押)

対馬浦浜之かま之事、任先判旨、為給分所宛行也、仍如先例、可致其沙汰之状如件、

長禄二年

二月廿二日

成職御判

宗左衛門尉殿九二

対馬國みね之郡内田口塩竈之事、為給分所宛行也、守先例可致沙汰状如件、

応仁三

正月廿九日

田口〔佐四郎〕殿九三 貞国(花押)

〔佐四郎〕

いづれも塩竈給分宛行の判物例である。私竈の公事については、対馬みねの郡(津柳)つやなきのわたくしかまの事、れうそく三百文、こほり代官方へきたあるべき也、あいのころれうそく御公事の事は、さしおく所状如件、

永享六

卯月十九日

宗美濃介殿  
貞盛(花押)

浦のはまのわたくしかまの事、代々の御判のむねにまかせ、諸公事りんし  
くわやくの事、御めんある所也、其旨存知あるへき状如件、

長禄二年

二月廿日

宗豊前守殿  
成職御判

以上は公事免乃至限定公事免の判物であるが、次の判物によると、  
塩竈の課役は塩一〇俵であり、また、塩竈公事免の代償として課せら  
れたものを山手と呼んでいる。

古藤源左衛門  
こうけんざへもんかまの事は、せんれいのままし(塩)を十俵をはほん(舞走)そう申  
されへく候、これをはまんそうしょくう御めんある所也、其旨存知へき  
之状如件

長享元

六月三日

貞国(花押)  
(九五)

豊崎郡之内福まか浦のかまの事、可准郡主之籠之由、被望之条、かなへ所  
の公役之事、有免許所也、然者山手として毎年塩十俵堅固可有奔走者也、  
仍為後日之状如件、

天文廿三

八月廿二日

義調(花押)  
糸瀬播磨守殿  
(九七)

私籠の新立獎励については、

しほやの事、わたくしにおいて、したつるへきよし申され候、かかるへく  
候、いそきくしてられへく、もしたほかないよりとかく申されも、こ  
なたへ申さるへく候、其時しかるへきやうにりうけんいたすへく候、恐々  
謹言、

十月一日

扇左京亮殿  
貞盛(花押)

とあり、また次の文書は塩竈についての最も古いものであるが、これ  
によると対馬の塩業に本土の金融資本が投入されていたことが想像さ  
れる。

対馬嶋のしほやの事、注文をあいそへて、かしあけのかたにわたさるはか  
今年はしめてたつるところのしほかまをは、けんさいにまかせて、くない  
入道のさたとして、ねんぐをさたししんへきよし、先日おほせられをは  
ぬ、そんふんをくない入道にくわしくおほせをふくめらるへく候、かしく

元応元

十一月廿九日

貞経(花押)  
西郷入道殿  
(九六)

八田六郎殿  
(九九)

しかも徵稅者である竈主の一族が塩業者に対し屢々押妨を行なつ  
たことは、

対馬嶋塩屋百姓源藤六・源八男等申船木事、大山小次郎左衛門尉或連取之、  
或被違乱云々、太無謂、早且糺返件木於本主、且可被止向後違亂之状如件、

康永四

二月一日

将意(花押)

(頤景(花押))

旧家ノ諸氏ニ御判伝レリ、

船木とあるのは造船材料であろう。塩業者がその生産品を積出すために船材の伐採を行なったと見られ、山手・木手が彼等に賦課される所以である。

大山宮内允殿

(頤景(花押))

とあるが、『斎藤家文書』宝徳四年三月二十一日付斎藤下野守宛宗貞盛書下によると、黒瀬・竹浦のおうせん船の釣公事が同家に宛行われてゐる。さらに次の判物を見ても、扶持乃至公事免の判物はいずれもその支配水域が限定され、必ずしも浅茅湾内の漁戸を限つたわけではない。

対馬船越々下に著候する壱岐船のおうせんのつりのくうし等、為給分所宛行也、任先例、可被沙汰之状如件、

文安二

十二月十五日

宗伊豆守殿  
貞盛御判

おうせんつりふねのくうしは、一艘に壱貫三百にて候へく候、そのふん心へられ候て、さた可有候、恐々謹言、

六月廿五日

宗いつの守殿  
貞盛御判

つしまの国さすのこほりあれのはまより、大せんにゆき候くうし、とたう  
帰朝(魚)きでう、同廿こんうほ共に進候、よてこのむねそんちあるへき状如件、

康正三年九月三日

成職御判

宗孫二郎殿

せん判物に註して、

中世浅海ノ漁戸ニ釣船公事ト云土納物アリ、魚ヲ捕、運上ノ事ナリ、オウセん舟ト云事、未詳其義、然レバ州ノ漁戸或ハ隣國ノ漁舟來テ漁スル舟ノ唱也、此御判漁舟ノ貢物ヲ扶助ニ賜書タリ、旧法止テ諸家知行セス、此類

これによれば、支配水域に着船する他国船からも徵税して居り、その公事は一艘につき漁獲量に拘らず一貫三〇〇文であるが、阿連の漁船の場合には往還合わせて四十噸の魚が徵された如くである。嘆とは近

世の肩銀の意で、可担の限度一杯に当る容量単位であるから、税内容  
は魚の現物であった。魚の種類や一噸が何尾に相当するかは全く不明  
であるが、

ほうこう申候間、大魚一ついか十まいふちいたし候、一筆如件、

元亀三年  
正月十九日

内野五郎左衛門殿  
(調国(花押))

ほうこう申候間、いやしき一つ遣之候、一筆如件

元亀四年  
七月八日

市山源六兵衛殿  
(調国(花押))

とあるように、伊奈に於いて恩賞として大魚一尾と烏賊一〇枚が居屋  
敷一所と同様に扶持されているところから見て、四〇匁は相当の負担  
であったに相違ない。

支配水域はそこに発着する漁船に対してだけでなく、漁場に及んで  
いたことは『津原家文書』に、  
今津漁場等事、任文書、相続之旨、不可有相違之状如件、

応永卅三年  
三月廿九日

貞盛(花押)  
(津原右衛門尉殿)

とあるのでもわかるが、「おうせん」が、朝鮮近海への出漁について  
云つてゐることは、次の判物でも理解される。  
かうらいおうせんつり舟の御公事、任先御判之旨候、  
○中 仍此旨可存知之

状如件、  
応仁三

五月廿五日  
長野左衛門九郎殿  
(貞国(花押))

一、(尾崎・仮宿)

大せん判之事、  
大永二年  
五月五日

右此前、如先々為給所宛行之者也、仍此旨可被存知之状如件、

大永二年  
五月五日

宗右衛門大夫殿  
(盛長御判)

朝鮮近海に於ける漁船の出漁について些か言及すると、はじめ南朝  
鮮の近海で自由に操業していたわが漁船は、貿易船に対する浦所限定期  
の措置とともに、三浦即ち蔚山塩浦・熊川乃而浦及び東萊富山浦の隣  
接海面だけに制限された。ところがこれら指定の浦所が巨濟島以東の  
慶尚道沿岸に位していたために、同島の西方全羅道寄りの水産資源豊  
かな多島海水域に漁場設定の交渉を進め、嘉吉元年に孤草島釣魚禁約  
が成立して、その目的は一應達成された。孤草島は現在の韓國慶尚南  
道統營郡三山面の水域に点在する島嶼で、『経国大典』卷戸曹雜稅に  
「孤島・草島釣魚倭船」とあり、また『朝鮮世宗実錄』によると、世宗  
五年十月庚戌条全羅道処置使尹得洪馳啓では、孤島に泊した賊船を斬  
獲したとあり、同二十四年八月甲寅条兵曹啓にも、孤草両島釣魚定約

とはっきり言つてゐる(一七)、二つの島と考えられるが、もとより厳しい漁場規制があつたわけではないから、南海島水域まで含んでいたものと思われる。この定約に依つて漁船はすべて朝鮮政府が対馬島主と認知した宗氏から出漁証明の文引を受けて巨濟島知世浦に赴き、同地の水軍万戸から更めて孤草島漁場出入の文引を与えられ、万戸管下の射官がその船に同騎して、帰還に際しては再び知世浦に立寄り、文引を返還して税魚を收め、島主文引に証明をもらつて帰国する手続である(一八)。その税額は、朝鮮政府ははじめ大船五〇〇尾・中船四〇〇尾・小船三〇〇尾と決めたが、その後ち宗氏の要請によつて再度改定して、大船二〇〇尾・中船一五〇尾・小船一〇〇尾の收稅を行なつた如くである。

対馬に於ける課稅は前述の如くで、朝鮮側とは関係なく行なわれたが、阿連の漁民が渡唐帰朝同じく魚を徵せられたといふのは、出港と帰港の二回に亘つて課稅されたことになり、出港に際してまだ漁獲のないのに魚を徵するという非常識なことはあり得ないから、帰港時にその倍額を課せられたと見る外ない。それにしても原因課稅の建前である税法に、同一税目で二度乃至二重に徵收するのはおかしい。そこで長節子氏は前掲論文で、公事に二種類あつて、出魚のための文引給付の公事と別に漁業活動そのものに対する公事があるとし、「おうせん判」とは釣魚条約に規定された島主文引であると説明している。前者を出港時、後者を帰港時に徵したと見たわけである。使送船と違つて、書契の携行を必要としない出漁船の文引給付に手数料を徵したか

どうかは疑問で、これを肯定してもおうせん判の判を証判と考え、文引発給手続を証認するもの乃至は文引そのものを指すとするのは誤解である。判とは「塩判」と同じく公事を意味する。

「おうせん判」に関する判物は、応永三十年を初見<sup>(一九)</sup>とし、文禄五年まであるが、扶持乃至公事免は文明年間が最も多く、それ以降は既得権の安堵のみで、判物受給者も西泊の大塚、志多賀の長野など限られた数氏に過ぎない。このことは出漁船を持つ支配水域に関連があり、また文明年間に受給者の多いことは、宗貞國の対馬一円支配が確立しつつあったことを意味する。「おうせん」を孤草島釣魚禁約の締結によつて発生したという見解は誤りで、応永年間の判物が存在することでもわかるが、永正七年三浦の乱を契機として対馬島人の浦所恒居がなくなり、釣魚文引の給付が行なわれなくなつた結果、漁場規制の廢止とともに、出漁は密漁の形となつたから、安堵の判物は漸次無意味となり、慶長己酉約條の締結によつて「おうせん」即ち朝鮮近海への出漁は全く停廻されたのである。

註 (一) (二) (三) 『宗家判物写』貞享書上三根郡佐賀村梯源右衛門

所持永正十八年八月十七日付篠田平左衛門尉宛宗盛長書下

(二) (一〇) 同書享保書上與良郷小船越村小島三郎右衛門持來分寛正六年九月十日付小島寄合中宛宗成職書下。同書享保書上三根郷賀佐村足輕多田善左衛門所持大永五年六月十二日付多田八郎左衛門宛間長修理亮秋久遵行状・狩尾村百姓治右衛門所持応永廿三年二月廿五日付兵衛門三郎宛宗貞茂書下

(三) 同書貞享書上馬廻俵虎之助所持。同書享保書上豊崎郷舟志村武本九

左衛門所持永禄五年二月十三日付宗晴康書下に「豊崎郡東おに五浦山手之公事」とあり、課税地域がはつきりするが、同書貞享書上馬廻吉賀兵

右衛門所持応永廿一年十二月廿九日付中原修理亮宛宗貞茂書下にも「久田香椎山手」とあり、香椎が一見地名のよう見える。しかし同書貞享

書上佐須郡久根浜村百姓四郎兵衛所持文明六年二月十一日付たくみ孫二郎宛宗出羽守貞秀書下に「かしいのやまで」とあり、更に同書享保書上

与良郷竹敷浦村甚左衛門持來分応永十一年十月八日付宗貞茂書下では「かしの山手」とあるから、課税物件は櫻の木材であると判断される。

また同書享保書上伊奈郷伊奈村庄司三郎五郎分文安三年霜月十五日付庄司左衛門五郎宛某書下では、きて山ての公事が六地の渡海について扶持されて居り、同書同上一重村足輕平間藤石衛門頂戴分には

(花押) ○宗 調昌

山ての事、永代ふち申候、大船小船しよふたるへく候、仍為後日一筆遣し候、

永禄十年卯  
十二月十一日

西山藤右衛門尉殿

とあって、船舶に山手が賦課されたことがよくわかる。

(四) 桑手については『宗家判物写』延宝書上町中野瀬忠左衛門所持文正元年八月十日付野瀬某宛成職書下に「おう（大浦）よりわに（鰐）の浦までのくわての事」とあり、給分が地域的課税即ち公事免の形で加扶持されている。

(五) 東京大学史料編纂所採訪古文書影写本による。原本は散逸して長崎県下郡美津島町黒瀬の平山家には現在しない。『宗家判物写』享保書上与良郷黒瀬村平山五兵衛持來分

(六) 『宗家判物写』貞享書上「大扈從御判物帳」赤木小左衛門所持文明十五年三月八日付赤木次郎左衛門尉宛宗貞国書下

(七) 同書享保書上三根郷三根村給人御手洗甚左衛門所持文明七年十月七日付御手洗又三郎宛宗貞国書下

(八) 同書貞享書上「御旧判控」与良郡尾崎村早田仁左衛門所持長享二年三月六日付早田治部左衛門尉宛宗貞国書下

(九) 同書享保書上三根郷志多賀村東月寺所持長禄二年九月廿二日付東月寺宛宗成職書下

(一〇) 同書貞享書上「御旧判控」三根郡志多賀村早田長八郎所持大永五年五月廿七日付早田五郎左衛門尉宗盛長書下

(一一) 「櫻根一官家文書」長崎県下郡蕨原町宮谷一宮峯夫氏所藏

(一二) 『宗家判物写』延宝書上町中野瀬忠左衛門所持文正元年八月十日付野瀬某宛宗成職書下

(一三) (一八) 同書町中津江藤石衛門所持応永三年十一月三十日付津江兵衛四郎宛惟宗貞盛書下

(一四) 『宗家判物写』同上「大扈從御判物帳」小田弥二右衛門所持大永二年五月五日付宗右衛門大夫宛宗盛長宛行状

(一五) (三七) 同書貞享書上「御旧判写」伊奈郡琴村財部弥次右衛門所持永享三年九月十日付財部掃部助宛宗貞盛書下

(一六) (三五) 同書貞享書上「御旧判控」三根郡佐賀村塩津留津右衛門所持文明六年八月九日付塩津留主殿助宛宗貞国書下

(一七) 同書享保書上与良郷小船越村日下部茂左衛門所持応永元年九月廿九日付草鹿部平次郎宛宗貞国書下

(一八) 同書貞享書上「御旧判控」三根郡佐賀村塩津留津右衛門所持文明六年三月六日付早田治部左衛門尉宛宗貞国書下

(二二) 『六十人中平山家文書』長崎県上原郡上対馬町比田勝平山茂吉氏所藏。このほかに『宗家判物写』享保書上三根郷佐賀村百姓長兵衛所持

分に、当津船公事以下、依被申子細候、令免許候畢、於以後、聊不可相違之儀候、仍如件、

永正七年

庚午五月吉日

興朝(花押)

篠崎平左衛門尉殿

また同書享保書上与良郷竹敷浦村弥兵衛持來分に

於當津奥浜入船公事之事、役人前民部人道申合候、然は於以後は、公事錢不可有其沙汰候、海上之事は、以前被遣折番候き、是又不可有相違儀也、恐惶謹言、

文明十一

十一月二十五日

野かみ備前守

対馬船頭  
景郷(花押)

高尾五郎左衛門尉とのへ

(二三) (二四) (二五) (二六) 『大山小田家文書』長崎県下原郡巖原町田淵庄司シナ氏所藏。『宗家判物写』享保書上与良郷大山村大山喜左衛門所持

(二七) 森克己博士「中世末近世初頭における対馬宗氏の対鮮貿易」(『九州大学九州文化史研究所紀要』一号「対馬の史的研究」所収)

(二九) 『河内大浦家文書』長崎県上原郡上対馬町比田勝大浦博道氏所蔵。『宗家判物写』享保書上豊崎郷河内村大浦貞之進所持九月十三日付  
豊崎郡老中宛宗義調書状

(三〇) 『宗家判物写』延宝書上町中津江藤右衛門所持文明十五年八月十  
一日付津江右京亮宛宗貞国書下

(三一) 同書貞享書上三根郡佐賀村塙津留津右衛門所持文明六年八月九日  
付塙津留主殿助宛宗貞国書下

(三二) 同書延宝書上町六十人中梯七郎右衛門所持嘉吉三年五月四日付梯  
源左衛門尉宛宗貞盛書下

(三三) 同書貞享書上伊奈郡女連村部原忠左衛門所持永享十一年二月廿四  
日付部原彦八宛宗貞盛書下

(三四) 沼田次郎氏「日清貿易に於ける一問題——倭物の輸出について」  
『歴史地理』第六八卷第五・六号)

(三五) 『宗家判物写』貞享書上「馬廻御判物帳」幾度六右衛門妻所持

(三六) 註(一九) 同一文書が同書与良郷尾崎村日下部惣左衛門所持  
て二通収録され、さらに関連文書大永五年五月十九日付草鹿部修理亮宛  
宗盛長宛行状・延徳三年十一月十九日付草鹿部平次郎宛宗貞秀遵行状が  
ある。

(三九) (四十) 『宗家判物写』延宝書上町六十人中梯七郎右衛門所持

(四一) 同書享保書上豊崎郷河内村大浦貞之進所持

(四二) 同書享保書上三根郷志多賀村東月寺所持

(四三) 同書貞享再訂書上「大小姓御判物控」鈴木権平所持

(四四) 同書享保書上豊崎郷西泊村百姓善六所持永享某年六月十八日付安  
心院三郎左衛門宛宗貞盛書下

(四五) 同書享保書上三根郷青海村平山利兵衛所持天正七年十二月十六日  
付平山左近助宛宗義純書下

(四六) (四九) 同書貞享書上「隼御判物帳」御持留赤木茂左衛門所持文  
明八年卯月廿八日付彦三郎宛宗貞国書下

(四七)

『嚴原藩御壁書控』九州大学附属図書館所蔵。原本は長崎県下郡  
郡嚴原町国分宗家文庫に叢蔵されている。

(四八) (四九)

『宗家判物写』貞享書上「馬廻御判物帳」久和弥五左衛  
門所持

(五〇) 同書貞享書上佐須郡内久根村宇野瀬助市分

(五一) (五二) 同書貞享書上「馬廻御判物帳」俵虎之助所持

(五三) 『宗家判物写』享保書上仁位郷曾村足輕多四郎所持。これに次ぐ  
ものは『宗家判物写』延宝書上町中津江藤左衛門所持応永三年十一月三  
十日付津江兵衛四郎宛宗貞盛書下になる。

(五四) 宮本又次氏「対馬藩の商業と生産方」(『九州大学九州文化史研究  
所紀要』第一「対馬の史的研究」所収)一四頁

(五五) 『長野家文書』長崎県上郡峯村志多賀長野実氏所蔵、応仁三年  
五月廿五日付長野新右衛門尉宛宗貞国書下。『宗家判物写』享保書上三  
根郷志多賀村足輕長野善八所持

(五六) 竹内理三博士「対馬の古文書」(『九州大学九州文化史研究所紀  
要』第一「対馬の史的研究」所収)一一六頁

(五七) 『宗家判物写』享保書上三根郷三根村百姓三郎兵衛所持

(五八) 同書延宝書上伊奈郡葦見村原田与市分

(五九) 同書貞享書上「馬廻御判物帳」梅野久右衛門所持。東京大学史料  
編纂所影写本『梅野音一郎氏所蔵文書』

(六〇) 『小森家文書』長崎県下郡嚴原町豆駿小森左京氏所蔵。全文は  
次の通り

対馬島介知大掾経能与同島豆々郡住人覺範子孫相論事、  
右訴訟之趣、子細雖多、所詮経能則覺範者、祖父西願下人也、四十余  
年服仕之後、西願讓与嫡子(形部)右馬允資時畢、資時又讓後家、而後家

依背西願之命讓与経能之間、経能進退服仕畢、然間去正和四年比、可  
請身之旨、雖令懇望、不叙用者也、召給其身、可服仕之由訴之、覺範  
亦於母堂者、雖為経能伯父資時執筆書与譲状等覺範、仍  
覺範令勤仕流人雜事以下在序役、雖及八十有余、雖一日片時、所役服  
仕之上者、可請身之旨令申、由事無跡形、大不実之由陳之者、経能得  
西願之由、雖称申、無服仕支証、及訴陳、覺範死去事、況子息太郎  
成家・伊予房賛増・四郎椽家光・伊勢房五郎等兄弟五人輩、敢無服仕  
所凡歟、然者任閑東御事書之旨、早記違期之上者、所被棄捐経能訴訟  
也、可令存其旨之狀如件、

元徳二年八月廿八日

妙 恵 (花押)

宗馬弥次郎入道殿

(六一) 『宗家判物学』享保書上与良郷鶴知村大掾阿比留七左衛門所持

(六二) 『斎藤家文書』長崎県下郡嚴原町今屋敷斎藤定樹氏所蔵

(六三) 『宗家判物写』享保書上豊崎郷五根緒村糸瀬幾左衛門所持文安六  
年七月十日付伊土瀬掃部助宛宗貞盛書下・文明八年八月二日付伊土瀬若  
狭守宛宗貞国書下。同書享保書上与良郷鶴知村阿比留市十郎所持応仁二  
年二月十四日付阿比留新右衛門尉宛宗貞国書下

(六四) 「人のかき物おなしく人のうりくちかいくらの事」と両者を区別  
した判物がある。『六十人中平山家文書』文安六年四月十四日付平山助  
三郎宛宗貞盛書下。『宗家判物写』貞享書上「町人御判物帳」平山新四  
郎所持。売買と書き物とは違うことがわかる。

また『宗家判物写』享保書上豊崎郷舟志村古藤作左衛門所持文安五年  
十一月廿日付古藤源左衛門尉宛宗貞盛書下には「六ち高麗船のかき物」  
を船の諸口と区別して記している。船にも書き物があることが知られる。

- (六五) 『宗家判物写』享保書上三根郷吉田村給人中村六郎左衛門分
- (六六) 同書享保書上三根郷志多賀村百姓又右衛門分
- (六七) (七〇) 同書享保書上三根郷吉田村百姓源左衛門所持
- (六八) 註(一九)『宗家判物写』享保書上三根郷三根村百姓善六所持天文十三年七月十八日付阿比留左近允宛宗修理亮盛国請取状
- (七一) 『宗家判物写』延宝書上町中津江藤右衛門所持
- (七二) 同書享保書上与良郷内院村斎藤清右衛門持來分
- (七三) 同書貞享書上馬廻梅野久右衛門所持
- (七四) 『内山家文書』九州大学九州文化史研究所影写本
- (七五) 『宗家判物写』貞享書上馬廻幾度六右衛門妻所持
- (七六) 同書貞享書上三根郡小峯村三浦内蔵允被百長留久兵衛所持
- (七七) 『洲河家文書』長崎県上原郡上対馬町豊洲河生虎真氏所藏。『宗家判物写』享保書上豊崎郷農村須川万右衛門所持
- (七八) 『斎藤家文書』長崎県下原郡嚴原町今屋敷斎藤定樹氏所藏。『宗家判物写』貞享書上佐須郡久根村斎藤弥兵衛所持
- (七九) 『宗家判物写』貞享書上三根郡青海村平山三郎左衛門所持
- (八〇) 『津江家文書』長崎県上原郡峯村志多賀津江素直氏所藏。『宗家判物写』享保書上三根郡多賀村足輕津江勘右衛門所持
- (八一) 『宗家判物写』享保書上佐須郡鶏知村大塚阿比留七左衛門持來分
- (八二) 『大山小田家文書』長崎県下原郡嚴原町田淵庄司シナ氏所藏。『宗家判物写』享保書上与良郷大山村大山喜左衛門所持貞治五年十月十一日付大山宮内さえもん尉宛宗宗慶納人注文
- (八三) 『宗家判物写』享保書上三根郷三根村百姓三郎兵衛所持
- (八四) 『朝鮮世宗実錄』卷三九世宗十年一月己巳
- (八五) 同書卷八七世宗二十一年十月丙申
- (八六) 『宗家判物写』享保書上三根郷佐賀村足輕篠栗久兵衛所持永正十八年三月十五日付篠栗修理亮宛宗盛長書下
- (八七) 『大山小田家文書』(前掲)。『宗家判物写』享保書上与良郷大山村大山喜左衛門所持
- (八八) 『島居家文書』長崎県上原郡峯村木坂島居伝氏所藏
- (八九) 『宗家判物写』貞享書上馬廻吉兵右衛門所持。一般に竈とは塩竈のこととて、近世の百姓竈と混同してはならない。寛文十一年に百姓に均分に給した土地、本戸一尺当りの配当地を「竈」と呼んでいる。
- (九〇) (九四) 同書享保書上仁位郷嵯峨村給人佐伯六郎右衛門所持
- (九一) 『川本家文書』長崎県上原郡上原町櫻瀧川本源盛氏所藏。『宗家判物学』延宝書上伊奈郡下櫻瀧村給人川本与左衛門分
- (九二) (九五) 『宗家判物写』貞享書上馬廻吉賀兵右衛門所持
- (九三) 東京大学史料編纂所影写本『田口宗喜氏所藏文書』・『宗家判物写』享保書上三根郷三根村給人田口善左衛門所持
- (九四) 『宗家判物写』享保書上豊崎郷舟志村古藤作右衛門所持
- (九五) 同書享保書上豊崎郷五根緒村糸瀬茂兵衛所持
- (九六) 同書享保書上伊奈郷一重村百姓源兵衛頂載
- (九七) 同書享保書上伊奈郷一重村百姓源兵衛所持
- (九八) 同書享保書上伊奈郷一重村百姓源兵衛頂載
- (九九) 『大山小田家文書』(前掲)。『宗家判物写』享保書上与良郷大山村大山喜左衛門所持
- (一〇〇) 同右。『長崎県史』史料編第一の六一八頁は誤説が多い。
- (一〇一) 『大山小田家文書』(前掲)。『宗家判物写』享保書上与良郷大山村大山喜左衛門所持享徳三年二月五日付大山宮内左衛門宛宗成職書下
- (一〇二) 同書貞享書上豊崎郡西泊村神主兵左衛門所持文正元年八月廿二日付大塚六郎次郎宛宗盛道遵行狀
- (一〇三)、(一〇九) 同書貞享再訂書上佐須郡櫻根村給人長瀬仁左衛門所持

(一〇四) (一〇七) 『斎藤家文書』宝徳四年三月廿一日付斎藤下野守宛

持六月廿五日付宗いつの守宛宗貞盛書下

宗貞盛書下

(一〇五) 長節子氏「おふせん論考」(『朝鮮学報』第三六輯一四四頁)

(一〇六) (一〇) 『宗家判物写』貞享書上歩行木寺源右衛門所持

(一〇八) 『宗家判物写』貞享再訂書上佐須郡櫻根村給人長瀬仁左衛門所持

(一一一) 同書享保書上伊奈郡小鹿村百姓内野八郎左衛門頂戴

(一一二) 『市山家文書』長崎県上原郡上原町女連市山定男氏所藏。『宗

家判物写』享保書上伊奈郷女連村百姓喜三右衛門頂戴

(一一三) 『津原家文書』長崎県下原郡美津島町賀谷津原和義氏所藏

(一一四) 『宗家判物写』享保書上三根郷志多賀村足輕長野善八所持

(一一五) 『宗家判物写』貞享書上大庭從小田弥二右衛門所持

(一一六) 『朝鮮世宗實錄』卷二十二世宗五年十月庚戌

(一一七) 同書卷九十七世宗二十四年八月甲寅

(一一八) 同書卷一〇九世宗二十七年七月戊子。『海東諸國紀』朝聘応援紀

(釣魚禁約)

(一一九) 同書卷九六世宗二十四年六月丙午。『経国大典』卷二戸曹雜税

(一一〇) 長節子氏前掲論文一四四~五頁

(一一一) 『宗家判物写』延寶書上町中津江藤右衛門所持応永三年十一月三十日付津江兵衛四郎宛宗盛書下。この判物の年次は誤写で、応永三十年と推定する。

(一一二) 同書享保書上豊崎郷西泊村百姓兵左衛門所持文禄五年八月十四日付大塚二兵衛宛宗智就書下

### 第三節 貿易手続に伴なう所務知行

所謂船の公事と汎称される種々な海上活動に対する課税について卑見を述べ、且つこれが対馬に於ける土地を離脱した特権的知行である所以を説明して来たが、特権知行の最大の焦点は、何と云つても朝鮮政府の貿易規制によって生れた島主文引の発給手続に対する手数料と定約による島主歳遣船及び受職・受図書人の持つ貿易船渡航に関する所務即ち貿易権の給付であることは論を俟たない。しかもこれらの権利は全くの加扶助であつたが、蓋し相手国政府の出方によつてはいつ喪失するかわからぬ不安定な受権であつたからである。以下これについて述べよう。

#### (九) 吹拳錢

朝鮮に渡航する貿易船に対し、朝鮮政府が対馬島主と認知する宗氏が下附する渡航証明書即ち文引を発給することを吹拳と云い、近世では吹嘘とも書き、「スイコ」と読んだ。この読み方から転化して水書とも呼んだらしいが、渡航証明の意味を単的に表現していく至妙である。以酌菴住僧規伯玄方の『対馬送使私記』に

一、吹拳トハ、國王殿并三管領其外諸國ヨリ渡ル船ニ、島主其由ヲ書テ、証拠トナス添書也、此吹拳無之ヲ、海賊船ト可知ト約束スル也、  
とあるが、渡航船が宗氏一本に集約された近世の吹嘘と、形式的には國王使即ち室町將軍家の使送船を初め、大は諸國守護大名から小は土

豪的国人層に至る所謂諸酋名儀の貿易船に対して行なつた吹拳とは、単にニュアンスだけでなく、文引の書式・内容に於いても可成りの相違があつたことに留意しなくてはならない。

吹拳錢とは、その文引發給の手数料の謂で、やはり一種の運上であつた。『藤氏問答覚書』によれば、「吹拳錢之條」に

吹拳錢と申は、朝鮮渡海之諸船に吹噓を被出候儀、兼て朝鮮と御條約之事候、其故は日本兵乱之禍、西海道に致流浪候浮民、只管唐士・朝鮮之地に罷渡、貨財を致盜賊來、唐士も年に余り害之甚敷、譬には南倭北虜と申候程にて、朝鮮は、海辺之民家、生業不相成程に有之候間、御先祖様へ御頼申、色々御世話を受候得共、海賊難止候付、御家の切手無之は、賊船の格に取行申法度講定候、朝鮮か史書に、無宗氏之文引則不接待と有之、文引は則右之吹噓に御座候、都て朝鮮渡之船に吹噓を被出、此運上之内、所務被仰付事有之候、前条致書載候、(儀物と申は別段)御座候、

とある。判物に「吹拳壹通、扶持申す所」とあるのは、その渡航貿易船に文引を發給すること即ち朝鮮貿易に於ける貿易権行使を認可すると同時に、その文引手数料を扶持として与えることであつて、次の判物によれば、それが一層よく理解される。

高麗國江遣候書并吹拳認候役之事、為給所申付候所也、仍可存此旨之狀如件

文明拾参

六月十二日

古川治部少輔(四)  
貞國(五)御判

大浦主計允殿  
(六)  
(義調)  
鷗御判

前者的の判物によると、内野善四郎は本人が所持する受職人名儀

五島源純定送使之事、以内之調法、今年於朝鮮被渡候、就夫吹拳錢之儀、去年義純赦免之由候哉、當時被露之條、昭景一行遣候、然者於子々孫々不可相違之通、一筆所望之條、乍斟酌如斯候、此旨可被存知之狀如件、

天正八庚辰

永禄七年  
八月十三日

内野善四郎殿(五)  
義調御判

から転じて、これに署押する図書即ち印章を意味し、更に渡航即ち貿易権の行使を認証する行為を指称したもの、書という字にこだわってはならない。従つて、貿易権認証の判物という意味ではない。後述の「国並の書」というのも同様で、島主歲遣船が携持する書契は首船の一通だけで、他は文引のみを携えて行くのであるから、これも歲遣船の所務權の謂である。吹拳錢の宛行にも扶持と公事免とがあつた。

去年上使下向之時、鷹御所望之條、居登候鑑進上申、為其功賞、其身并庄司又次郎官職之吹拳錢貳艘分之事、末代所有扶持也、不可有相違之状如件、

「吹拳認候役」とは文引發給のための手数料のことであり、「高麗國江遣候書」と云うのは、朝鮮へ渡航する使送船が携持する書契の意

○僉知中板府事平信長か  
受職人筑前州博多冷泉津居住司猛虎松名儀の吹拳錢をも扶持されたわけである。後者は「源純」(肥前州五島々主) 図書による定約送使で、『朝鮮送使國次之書契覚』によれば、天正九年三月二十二日に文引が發給されて

いるが、吹舉錢は同七年に宗義純が免除を認めたようである。

ところで吹舉には申次という手続があり、「申統」とも書かれているが、この手続を行なうものを申次人、その行為を「披露」と呼んで

(C) 上松浦波多鳴源安印之事、同名狩野介より毎年被申候吹舉錢之事、末代為扶持宛行所也、仍可存此旨之状如件、

天正八年  
十二月七日

古川和泉守殿九鷗御判

吹舉錢は扶持乃至赦免の場合であつても、申次は吹舉錢とは別個に文引發給手續の謝礼的な意味で、その所務の一部から徵収する慣例があつたらしく、その取得分は披露した申次人の手に帰したのである。源純図書による大浦主計允の所務も、天正十年次の送使では四月二十七日付で津江監物助が申次を行なつてゐる。

(A) 就新印愁訴之儀、為使物白銀四貫文馳走、尤神妙候、就今度相叶源光銅印壱ヶ、末代遣之候也、仍吹舉錢之儀、毎年無懈怠可遣納候、同吹舉申次之事、以立石駿河守可申候、此旨可存之状如件、

永禄十一年

三月四日

義調七御判

小田三郎左衛門尉殿

阿比留彦四郎殿一〇鷗（花押）

(B) 朝鮮におひて新印愁訴しうそにつるて、使物として、先年白銀武貫目くわんめ木綿五束くほん走そう候、就其五嶋鳴主源繁銅印壱ヶ遣之候、吹舉錢之儀は毎年ちそくあるへく候、同申次之儀は小嶋宇渡助をもつて披露あるへく候、仍状如件、

天正十六年  
十二月五日

一鷗御判

古川狩野介殿一〇鷗（花押）

(D) 去年筑前江渡海之魁、為入用、源法銅印壱ヶ、父民部丞へ遣之候、不相易致所持、所務可申候、次貢物書手申次之事、赦免候、但吹舉披露之時者、以立石主馬助可申候、仍状如件、

天正十六年  
八月廿一日

一鷗（花押）

古川狩野介殿一〇鷗（花押）

(A)(B)については吹舉錢が賦課されているが、(C)(D)(E)はこれが免除され、それが扶持として宛行われている。しかし、いずれもが申付人が居つて披露されているのである。今(C)(D)の源安図書を探り上げて見る

と、肥前上松浦波多島源納の繼嗣改給である此の図書名儀の使送船は『朝鮮送使國次之書契覧』によれば、天正二年三月にはじめて古川狩野介が所務して居り、爾來同人と一族古川和泉守宗晴○法号とが隔年交互

[宗調國]義調八御判  
新方まいる

卯月廿日

(B) 朝鮮におひて新印愁訴しうそにつるて、使物として、先年白銀武貫目くわんめ木綿五束くほん走そう候、就其五嶋鳴主源繁銅印壱ヶ遣之候、吹舉錢之儀は毎年ちそくあるへく候、同申次之儀は小嶋宇渡助をもつて披露あるへく候、仍状如件、

永禄十二

に所務し、同八年には吹粧錢が扶持されたが、申次は毎年立石大炊助

○駿河 入道（駿河）が行ない、同十一年閏二月五日の文引發給の時から申次を大炊

助の子源六が代って行なつてゐる。同書に申次人の記載がない渡航貿易船は、申次が免除されたことを意味するが、申次という行為を毎年同一人が行なつたり、それが子孫に譲られて世襲されたということは、矢張りこれが得分を伴うがためであると考えられる。(E)文書に「貢物書手申次」という表現があり、吹粧披露と區別されているが、これについては後述する。

## (D) 国 次

「国並」とも書かれ、「くになみ」と読んでゐる。国次船とは、國主

○この場 合は島主の年次（歳条）も云う 船といふ意味で、対馬島主歲遣船の謂である。

韓國文教部國史編纂委員会保管の『宗左衛門大夫覚書』永正十・十一

年の條に、筆者大浦左衛門大夫某が豊崎郡大浦に於ける見聞を中心

三浦の変後の和平交渉の経過を克明に記しているが、その一節に、朝鮮側の意向として、

高麗（和専）はわゆつかまつり候へ共、そさは廿五そうちより外はいやと申候、又六地の書卅九そうちやと申候、たゞ國次廿五そうちばかり御渡候へと申候、

縱高麗仰候分は、唯國次廿五そうち渡候へと申候、又弓箭のとき、つれ被渡候唐人、こなたへ御渡候へ、其後申承へく候と申候、いまは、そさの一そうも副不申候、

と述べてゐる。島主歲遣船を「國次」と書き、「そさ」即ち一般の使

送船と明瞭に區別していることが理解されよう。

島主歲遣船は、その隻数に、また船の大小、船夫の定額に変動があつたが、一日に云つて、嘉吉壬申約條による五〇船が天文丁未約條で二五船に削減され、内大船九、中・小船各八であつた。それが弘治丁巳約條で五隻を加定され、うち大・中各二、小船一で、都合三〇船の内訳は、大船一一（一番から十一番まで）中船一〇（十二番から二十一番まで）小船九（二十二番から三十番まで）である。即ち船に順番を附け、若い番号ほど船隻は大きいというわけであつた。この島主歲遣船は、明貿易に於ける日本國王進貢船の構成と同様に、名儀は島主宗氏の歳条渡航貿易船ではあるが、実際にはその大部分の所務を知行として家臣に扶持し、その用益権を保証したのである。

毎年國次之書壹通、為給分宛行候、如何様色々にあいの可有合力候、仍此旨可存知之状如件、

応仁元年

十月廿六日

貞国（花押）

○前略 兼又國次の書の事うけ給候、はすあひ候へ共、一つう子細あるましく候、よろつ目出重々、恐々謹言、

九月廿三日

宗大和守殿（花押）

毎年國次書壹通進之候上へ、難波之儀あるましく候、為以後一筆進之候よし、貞國書状之旨にまかせて不可有相違之状如件、

大永六

二月十一日

宗右馬助殿  
盛長 御判

二月六日

古川藤兵衛尉殿  
盛長 御判

来年之國次之疏一通、任愁訴之旨、可遣之狀如件、

永祿十三

四月三日

田口治部大輔殿  
貞信(花押)

木綿四束・銀子四百五十匁 国次壱艘之儀 平山左馬允雖懸申候 被相澄  
平山神四郎へ遣之候 実正也 仍狀如件、

天正十九年

九月九日

平山神四郎殿  
義智 御判

島主歲遣船の所務は年条毎に家臣の所望によつて恩給されたことがわかるが、このうちには知行として長期に亘つて毎年所務を認められたものと隔年にこれを許されたものとがあつた。また次の判物のよう

に、戦功の恩賞として、或は知行地の打替として所務を与えられたもの、さらに木綿・銀子を使物に提供して、その所務獲得を図るものもあつた。

今度当国錯乱之儀につるて、大山城におゆて老若堪忍を被届候、誠神妙之至候、しかれはあき所可致扶持之由雖申候 依難知子細、別人に申付候、何様高麗國、如前々相調候ハ、必々國次書一通可遣之者也、不可有相違之状如件、

永正十八年  
九月廿七日

盛長(花押)  
大山老若中

宗弥次郎殿  
職永 御判

一、○中より状如件  
一、略

永正三年丙寅八月八日

また次の書状によると、国次の書獲得のために毎年貢物を收め、しかもこれを他人に譲渡することさえあつた。  
永正三年(ひのへ)卯月八日、このために一つうしたゝめ候て、つかわし候也、一、まいねん御くもおさめ候て、くたし給候御くになみ御書の事、わたしつかはし候也、御上意をうけ候て、給はられへく候、かいふんほうこうをいたし、いこは御ふちをうけ申されへく候、

一、○中より状如件

いま『朝鮮送使国次之書契覧』によつて、天正八年(一五八〇)から同十四年(一五八一)まで七年間の島主歲遣船所務者を表示すると、別表の通りである。この表によつて、島主歲遣船の所務が(a)長期に亘つて継続され、さらに親子兄弟に繼承されて居り、(b)毎年所務するものが島主たる宗義智を含め、重臣が多く一一名、これに対しても隔年所務が三〇名であつた。しかも、(c)船隻の大小が関連する船の番号は必ずしも一定せず、同一船を所務するとは限つていなかつたことがわかる。知行と

為黒嶋之打替、(丙戌年)ひのへのいぬとより、くにまみの書、毎年一通可遣之也、末代不可有相違候、仍可存知此旨之状如件、

大永六年

歲遣船所務一覽表（天正八~十四年次）

(数字は船番号、同一枠内は族親縁嗣關係を示す)

中原	立石	柳川	久和浦	佐須	國分	宗調	宗義	宗義	所務者	年次
式部外記	長善左衛門	左右馬助	進士中	彦四郎	兵部少輔	彦郎	國寺	純調	智	天正8
少輔助	守門	助	總守	郎	少輔	郎	寺	調		
12	11	10	9		8	6	7	2 3	18 19 29 4 5 5 7 29 4	天正8
	20		9		8	6		2	19 5 7 3 18 4	天正9
12	11	10	9		8	6		2	5 1 7 3 29 4	天正10
	20		9		8	6	7	2	5 1 19 3 4	天正11
12	11	10	9		8	6	7	2	5 1 29 3 4	天正12
	26		25		24	6	23	22	29 1 30 27 28	天正13
11	14	10	13		12	6	23	22	28 29 1 2 30 21	天正14

柳野	吉副勘解由	立石	峯修理	古川	長田	古川	唐坊	清水	白祇	中原織部	佐奈房守	所務者
將監助	河左衛門	紹輝亮	理亮	(宗右衛門)晴	修治少輔	土佐守	四郎兵衛	民部丞	玄蕃允	伊勢守	左馬助	年次
26	25	24	23	22	21	20	17	16	15	14	13	天正8
				21						26	14	天正9
26	25	24	23	22	21	20	17	16	15	14	13	天正10
	18			21						26	14	天正11
26	25	24	23	22	21	20	17	16	15	14	13	天正12
	18			21					4	20	14	天正13
17	24	16	15	27	9	8		3		26	25	天正14

												所務者		年次					
"	黒木彦太郎	島本紀伊	吉賀伊豆守	佐護中務少輔	" 次郎兵衛尉	津江右馬大夫	" 宮内少輔	平田玄松軒	大浦中務丞	吉田監物助	一宮美濃介	吉川狩野介	森戸左馬助	立石四郎左衛門尉	吉副佐渡介	" 兵庫刀助丞	峯" 帶刀丞	所務者	年次
											28			30	27		天正8		
25	23	24	22		17	16	15	13	12	11			10				天正9		
											28			30	27		天正10		
25	23	24	22		17	16	15	13	12	11			10				天正11		
											28			30	27		天正12		
13	9	12	8	7		5	4	3	2	11			10				天正13		
											19			20	27		天正14		

												所務者		年次	
"	俵式部少輔	" 因幡介	柳川權之助	内山筑前守	内山宗玄軒	梅野大蔵丞	村山周防守					"		天正8	
								30	29	28	27			天正9	
19	18													天正10	
						29	30	28	27					天正11	
19	18													天正12	
						17	19	16	15					天正13	
7	5													天正14	

しての権利関係でも、権利行使者が独自に船隻や貨物を調弁する送使とは可なりの徑庭がある。表中、宗義純は天正八年に死んで居り、その後二年間は義智が所務権を収めたが、同十一年から義純の弟で義智の兄に当る伊奈郡代家の調國がこれを与えられ、しかも同十三年からは大船から小船に格下げされている。また吉副勘解由允は隔年所務であったが、天正十一年から毎年所務することを許されている。同書の「天正十一年国次之跡付」に

十八番扶助ニ被相定  
當年始而每年 吉副勘解由允と註記されていることで明瞭である。

## (二) 送使・印官

送使は「そさ」と読み、「国次」即ち対馬島主歳遣船及び「三つ印」

即ち島主特送船以外の一般使送船を指称し、転じてその所務權をも意味する。

大内そさの(吹舉)すいきよの事、いつかたより申候共、そのはうか(送使前)そさま(朝鮮國)には、つかはすましく候、はやくと人をあいかたらひ候て、てうせんこくへわたり候する事、かんようたるへく候、恐々謹言、

七月廿三日

鳴居藤左衛門殿(二)  
盛長(一)御判

この文書は『対馬古文書集』に収められ、内野運○号は註して、

対琴曰ク、朝鮮貿易ノ盛ンナリシコト、他方ヨリ行クモノハ、対州ノ文引ノ入ルニ至リン事、大内氏ノ差者船ヲ斥シテ文引ヲ遣ハサマリシ事、及ビ当事ハ志多賀村ガ寄泊ノ多カリシ事、以テ見ルベシ、

とある。内野運が「そさ」を差者、竹内理三博士が使者の字を当てているのは誤りである。

使送船の所務權といふのは、朝鮮政府の貿易規制強化に伴つて、歳遣船定約者と受図書人の縫合が行なわれた結果、毎年一回本人親ら朝鮮に渡航して国都に出仕することができた受職人とともに、受図書人が毎年朝鮮に使船を遣わして、その賜与された図書を捺押した書契を携持して土物を献じ、兼ねて貿易を行ない、これによつて利益を取得する権利即ち貿易に対する用益權を指すのである。受職人はまた親朝を重ねると昇階し、副護軍に陞進すると、受図書人と同様に使船を遣わす資格が与えられた。「送使」はまた「印官」とも慣称されたが、印は即ち図書、官は官職即ち受職人が任官叙品の際に賜つた告身を指し

たもの、これが権利発生の原体であることから、転じてその権利自体をも意味する。官に冠の字を当てた場合があるが、これは授職のとき告身と共に、その品階に相当する出仕に必要な冠服を賜つたところから、同じく受職人が享受する権利の意である。図書・告身ともいづれも朝鮮王室から個人に頒給されたものであるが、文引発給權を独占する対馬の宗氏は、朝鮮政府の貿易規制による使送船の削減策に対応して、漸次既得の図書・告身を自己乃至は家中に集約し、その行使し得る貿易權をこれまで臣下に給分として宛行ない、あるいはこれを安堵したものである。銅印知行・送使知行などと呼ばれたものがこれである。九州大学附属図書館所蔵『文化十二年巡検上使御尋御返答諸事覚書』によれば、「送使之事」と題して、次のように記している。

忽て朝鮮國ムカシ私方アマニへ銅印を差渡置候、銅印を何の使船差渡候時も其書翰に押之置申候、飛船差渡候時は、吹嘘と申候て私方アマニ之船に紛無之段被書載、銅印を押遣候、是を吹嘘と申候、銅印無之船は彼國に請不申、通用不仕事に候、自然銅印無之船參り候時は致吟味、無別條候得は漂流船と申候て私草梁ムカシ屋舗ヤシキえ早速送届候、若疑敷船候得は打焼申候

この銅印は対馬島主宗氏に頒給された図書を指して居り、文意は文引発給の効果を述べたものに過ぎない。草梁屋舗とは金山浦草梁項に設けられた和館を指していること勿論である。前掲『藤氏問答覚書』に「銅印知行事」として、銅印について説明しているが、

銅印と申は、高麗恭愍王之末比より、日本之觀応年比、御家を初、九州中國之大名・小名各歲遣船之約始り候時、朝鮮王より被授候図書之儀にて、唐金を以鑄候印判、何も其人の実名を刻みたる物、今に家々に依相伝

候、

とあって、歲遣船定約と図書の関係について若干誤解があるが、一応要領を得てある。

要するに送使即ち印官両書は、国次の書と異り、図書・告身そのものが権利発生の源体であるから、所務が知行として宛行われたとしても、図書・告身の所有が不可欠要件であつて、個人に頒給された図書・告身の持つ貿易権は一代限り有効であつた。従つてその所有者が死亡すれば、相続者或はこれを称する者が図書ならば繼嗣による改給、告身ならば新授を受けない限りは権利が消滅する。しかも現実に於ては、所有者の死亡や家の没落或は図書・告身の亡逸などによつて相続者がその権利を喪失する場合が多く、対馬宗氏は既得権益の確保による朝鮮貿易の維持強化をはかるため、積極的にこれら図書・告身の対馬集中を行ない、ひたすら権利喪失の事実を秘匿したのである。送使は本人の親朝を必要としないから、縁もゆかりもない他人が権利行使しても、朝鮮側ではこれを看破する術を持たない。畢竟、年久受図書・受職人を整理淘汰することが焦点となつて来るわけである。知行としては極めて不安定な給分であった所以もここにあつた。

ところで送使即ち印官両書が国次の書と同様に家臣に恩給されたことは、前項に掲げた数々の判物でも知られるが、国次一艘の競争が木綿四束・銀子四五〇匁の使物を要したように、前掲(A)文書では「源光」○肥前州下松浦  
三栗野(御厨) 図書に白銀四貫文、(B)文書では「源繁」○肥前州五島  
鳴余魯島主 図書に白銀二貫文・木綿五束が提供されている。この場合、国次より送使に

多額の使物を要したのは、権利の象徴としての図書そのものが給与され、且つその所務が毎年認可されたからに外ならない。

就新印懸訴、為使物、其方与庄司又八郎申合、白銀四貫目馳走候、就夫、今度相叶候源三郎銅印之事、兩人間に遣候、併彼印之儀者、其方致所持、又八郎渡海之時者、印を押而、堅固可渡遣候、吹笙錢之事ハ無懈怠、可有奔走者也、仍如件、

永禄十一年  
二月廿六日

小島宇渡助(二十四)  
義調御判

この判物によると、使物を両名が折半し、永禄十一年に繼嗣改給によって朝鮮から造賜された「源三郎」○肥前州  
松浦佐志 図書を小島宇渡助・庄司又八郎兩人に与え、小島が図書を所持して、庄司が渡航する——本人が渡航するだけでなく、使送船の渡航を所務することを意味する——時に、使人が携行する書契に踏印して派遣することを命じたもので、これは隔年所務と図書所持者の関係を明かにしている。また

彼送使之儀、就相論、今度相澄候、數年隔事候条、一筆所望申之間、如此候、

一	丙子年	一	艘
一	丁丑年	一	艘
一	庚辰年	一	艘
一	癸未年	一	艘
一	丙戌年	一	艘
一	己丑年	一	辻と半分づゝ

右此分申定候、次其方別而不斷堪忍者候間、貢錢之儀、所有扶持、不可有相違之状如件、

永禄九年  
寅丙

九月廿日

神宮隼人佐殿  
(二五) 義調(花押)

六月一日

康忠三七  
まいる  
義調御判

によると、この送使は関西路赤間関居住司猛平康吉子司猛康清名儀の告身による受職人の所謂官書で、もともと佐々木与四郎が所持していたが、その所務権について神宮隼人佐と相論があり、永禄九年に神宮にも定年所務が認められた。丙子年は天正四年に当り、丁丑は同五年、庚辰は同八年、癸未は同十一年、丙戌は同十四年、己丑は同十七年になるので、一応毎三年の隔年所務というわけである。ところが『朝鮮送使国次之書契覚』によると、現実には天正八年と同十四年には明かに隼人佐の子と覺しい神宮主水助が所務しているが、その他の年次は佐々木左近助が所務したようである。『書契覚』の誤記とは考えられないから、何か理由があつたものと思われる。天正四・五年は記録を欠いているので全くわからない。とも角、未然の契約である定年所務は知行の性格から云つても実現に全く疑念がないわけではない。しかも興味深いことは、天正十七年次は一艘を辻と半分宛とあつて所務の折半が行なわれていることである。その相手は小鹿の辻与八郎かと思われるがわからない。

忠重銅印之事、各並雖可為隔年候、別而大望之条、多年之勲功故、毎年可有所務候、殊貢物之儀、是又無別儀候、於吹舉申統儀者、以駿河守可有披露候、永代不可有相違之状如件、

永禄十一年辰

これは多年の勲功によつて、隔年所務を毎年所務としたもの、「忠重」図書は、『海東諸国紀』に見える安芸州海賊大將藤原朝臣村上備中守國重の繼嗣改綱圖書である。『書契覚』によれば、元龜三年から天正二年に至る間は大浦康忠軒が所務して居り、記録が中断して、天正八年からは大浦中務丞と同名木工助が隔年に交互所務している。受職人の例では、

依為今度忠節、自分之官書公物之事、末代可扶持也、就其、奉公之立柄、面々可為準拠之狀如件

四月十二日

享禄五年

塙本源太郎殿(二八) 盛賢御判

塙本氏は若岐の出身、宗貞盛以来、対馬宗氏に服属して朝鮮貿易にも參稼した家柄であり、対馬における諸公事を免ずる旨の判物を頂戴しているが、自分の官書とは自己が所持する受職人の貿易権の謂で、その告身の名儀は上松浦呼子居住司猛而羅仇羅○四郎である。「公物」とは「貢物」「貢錢」とも書き、「くもつ」「くせん」と読み、この場合は船公事を称したもの、即ちその渡航船の所務並びに船公事を扶持されたのであって、公事の扶持は公事免であること勿論である。規伯玄方の『対馬送使私記』によれば、この官書は「塙本治部、今有故不朝」とあって、天文の頃すでに所務が行なわれていないが、これまた

その理由は明かでない。

対馬佐護郡之内、伊豆守給分配分之儘、任貢國判形之旨候、又毎年國並書一通、同肥前千葉殿書一通并貢錢自分之書一通、為扶持遣之處、不可有相違之狀如件、

永正十年

十二月廿三日

義盛  
(三三) 銅判  
宗大膳亮殿

於朝鮮國漂流人連渡候、依其忠、印官両書相叶候条、官之事者、又左衛門ニ被下候、印之事ハ義調様より次方へ給候間、為其祝儀、くわの木屋三分二致扶持候、殊元口かい口、木手・山手諸公事、是又致扶持候、為後鏡一筆如件、

永禄拾卯丁

七月廿日  
調昌(花押)

武田又左衛門殿  
(三四)

「肥前千葉殿書」並びに「貢錢自分の書」とは、「海東諸國紀」に見える肥前州小城の千葉介元胤若しくはその繼嗣改給図書による送使の所務並びにこれが船公事の公事免の謂であつて、竹内理三博士が肥前千葉殿書は陸地との貿易、自分の書とあるのは島内交易に関するものと解釈されたのは誤謬である。<sup>(三五)</sup>また永禄十年に漂民刷還の功勞によつて朝鮮政府から造賜された図書は、西海道阿久禰島主平久成名儀、受職人の官教は阿久禰居住司猛平鬼徳名儀のものと思われるが、告身は武田又左衛門が賜わり、図書は宗義調より伊奈郡代宗調昌に与えられ、それぞれ所務を宛行された。久成と鬼徳の関係から斯様な措置が

とられたのであろうが、このために調昌から桑木島が船公事と一緒に扶持された。貿易所務権が土地の知行と代替されていることは、さきに黒島の例を掲げたが、まさに對馬ならではである。前掲『書契覧』によれば、元亀三年から天正二年にかけて、『久成』図書による送使は久和浦進士丸、平鬼徳は武田又左衛門が所務しているが、天正八年から十四年までは、前者が宗義調の所務になつて居り、後者の所務は停止されている。告身の紛失によるものか明かにできない。

また送使の所務権が国次同様に他人に譲渡され、しかも領主がこれを公認したことは、その知行の性格が土地宛行と異り、飽くまで商業行為を伴なう特権であったが故であり、この点については別に論ずる機会があろう。

以上で受職・受図書人の名儀を以てする送使の所務宛行について概説したが、云うまでもなく短期間の部分的資料であるにせよ、『朝鮮送使国次之書契覧』によつて、国次即ち島主歲遣船を含めて、これら送使の所務者と吹舉錢申次者との関係が明かにされるのであって、ひらく中世に於ける朝鮮貿易の本質を究明するためには、この『書契覧』そのものの本格的な解明が当然なざれなくてはならない。これについて稿を改めて論究したいと思う。

註（一）『対馬送使私記』韓國文教部国史編纂委員会保管に吹舉草案、毎歲不易式、此送使船、納賄路於島主、送遣時、島主以吹噓之書為証焉、

とあるが、賄路とは手数料を指称したものである。

(二)『春官志』年例送使に「所持為驗者、有書契及路引」とあって、そ

○詩語也  
路引、或謂之標文、委語謂之吹噓、或謂之冰書、

- (三) 『宗家判物写』貞享再訂書上三根郷佐賀村塙津留津右衛門所持文明六年八月九日付塙津留主殿助宛宗貞国書下

(四) 同書貞享書上馬廻古川治右衛門所持

(五) 同書貞享再訂書上馬廻内野権兵衛所持

(六) 同書貞享再訂書上馬廻大浦治右衛門所持

(七) 同書貞享再訂書上大小姓小田与右衛門所持

(八) 同書貞享再訂書上馬廻仁位孫右衛門所持

(九) 同書馬廻古川判之允所持

(一〇) 『古文書写』長崎県下郷郡嚴原町賀島由己氏所藏

(一一) 『宗家判物写』貞享再訂書上大小姓鈴木権平所持

(一二) 竹内理三博士「対馬の古文書」(前掲)一一六頁に、國並の書とは朝鮮との貿易に関する書状と説明し、これを承けて田中健夫氏『中世海外交渉史の研究』一八九頁では、國次の書は貿易権の所在を意味する印冠を含めての書類の総称であると解説したのは、いずれも本質的な誤解が前提となっている解釈である。

(一三) 『宗家判物写』貞享書上馬廻梅野久右衛門所持

(一四) 『比田勝家文書』長崎県上郡上対馬町比田勝比田勝雛氏所藏。『宗家判物写』享保書上豊崎郷比田勝村比田勝金右衛門所持

(一五) 『宗家判物写』貞享書上歩行木寺源右衛門所持

(一六) 同書享保書上三根郷三根村給人田口善右衛門所持。東京大学史料編纂所影写本『田口宗喜氏所藏文書』

(一七) 『大山小田家文書』(前掲)。『宗家判物写』享保書上与良郷大山

村大山喜左衛門所持

（一八）『宗家判物写』貞享書上馬廻古川判之允所持。丙戌年は大永六年である。

- (二二) 同書貞享書上馬廻大浦小左衛門所持  
(二三) 竹内理三博士「対馬の古文書」(前掲) 一一一頁  
(二四) 『宗家判物写』貞享書上集小島宇渡助所持  
(二五) 同書享保書上与良郷尾崎村神宮半右衛門持來分  
(二六) 同書貞享書上伊奈郡小鹿村辻近左衛門所持天正十一年八月廿七日  
付辻与八郎宛宗盛勝書下。同書享保書上伊奈郡小鹿村辻七左衛門頂戴分  
には天文十一年となつてゐる。伊奈郡代宗盛勝の在世年次から考へて、  
天文が正しい。  
(二七) 同書貞享再訂書上馬廻大浦小左衛門所持  
(二八) 同書貞享書上歩行高本松左衛門所持  
(二九) 同右永享八年十月十四日付墳本宛宗貞盛書下  
(三〇) 同書貞享書上馬廻吉賀兵右衛門所持永正十八年八月五日付宗大膳  
宛宗盛長書下

(三一) 公物が一般に課税物件を指していることは、『宗家判物写』享保  
書上豊崎郷舟志村武本九左衛門所持分に  
豊崎郡東しゆうしの村くひりのかま所の事、あたらしくとりたて候よ  
し依申、公物末代所遣之、於向後不可有相違之状如件、

天文十八年十月十日 読岐守 晴康(花押)

とあるのでも理解されるが、国次の書が毎年貢物を収めることによって与えられる例としては、註(二〇) 同書貞享書上馬廻幾度六右衛門妻所持永正三年卯月八日付宗孫次郎宛宗職永書状がある。

(三一) 『対馬送使私記』に記載された受図書人の所務表の内容は、大閣秀吉公日域一統以前とあるだけでいつ頃のものか明らかでないが、中村栄孝教授はこれを永禄十年以前と判断している。『日鮮関係史の研究』下巻二二五頁。所務者の中、古屋新左衛門は『河内大浦家文書』九月廿五日付宗義調書状にその名が出て居り、松雲は『書契覚』にその名が見える立石松雲軒と推定されること、『宗家判物写』所収の文書によつて、永禄十年新受の平久成図書及び平鬼徳告身、同十一年新受の源光図書の所務が記載されていないことから判断されたものと思われる。しかし大永二年に受職人となつた薩摩坊津居住司猛左馬助家久が今往来なしと載つて居り、「今有故不朝」とある上松浦呼子居住而羅仇羅の告身は享禄五年に塙本源太郎に恩給され、また天文五年に受図書人となつた古東島太守大藏兵庫頭平朝臣親忠の名が見えないので、天文二年から五年の間のものと推考される。従つて国主は盛賢(将盛)浜浦は賢尚(のちの晴康)攝州は佐須盛廉と推定される。

(三二) 『宗家判物写』貞享書上馬廻吉賀兵右衛門所持

(三三) 『武田家文書』長崎県上原郡上原町志多留武田家幸氏所蔵。『宗家判物写』貞享書上伊奈郡志多留村武田与助所持

(三四) 『武田家文書』竹内理三博士「対馬の古文書」(前掲)一一六頁

(補一) 本論文脱稿後田代和生氏が『日本歴史』二六八号に「近世対馬藩における日鮮貿易の一考察」なる論文を発表し、元禄銀及び宝永特鑄銀の朝鮮への輸出経緯を詳論しているが、江戸時代の貨幣改鑄と朝鮮貿易代銀決済との関係を解明しようとした論者は、田谷博吉博士『近世銀

座の研究』がある。ただ宝曆五年の特鑄銀铸造停廢が人參輸入決済代銀を膠着させ、これが延いて私貿易の断絶を繰起したという田代氏の見解は、卓見として傾聴に値しよう。

(補三) 『通航一覽』卷一二八貿易に近藤某所藏留書として、安永元年九月に交易事情調査のため来島した普請役佐久間甚八書上を載せているが、これに朝鮮貿易が衰えて、その所務銀一、四八四貫余、四つ物成にして六一、八三七石余が年々捐削した事情を説明し、併せて対州、肥前及び送使の所務を分類して詳細に記述している。

また勝安房の『開國起原』には文久二年八月に来島した外国奉行野々山丹後守兼寛らの島内巡回報告書を收めているが、これにも対馬藩の実高について、藩役人の申立に基づいて数字的に分析計算した報告がある。これら幕末の数字と『口上覚書』の数字とを対比して、さらに検討を加えなくてはならない。

(本学教授・文博・国史学)